

島根県県民いきいき活動促進行動計画

～自立的に発展できる快適で活力のある島根を目指して～

平成19年3月

島根県

目次

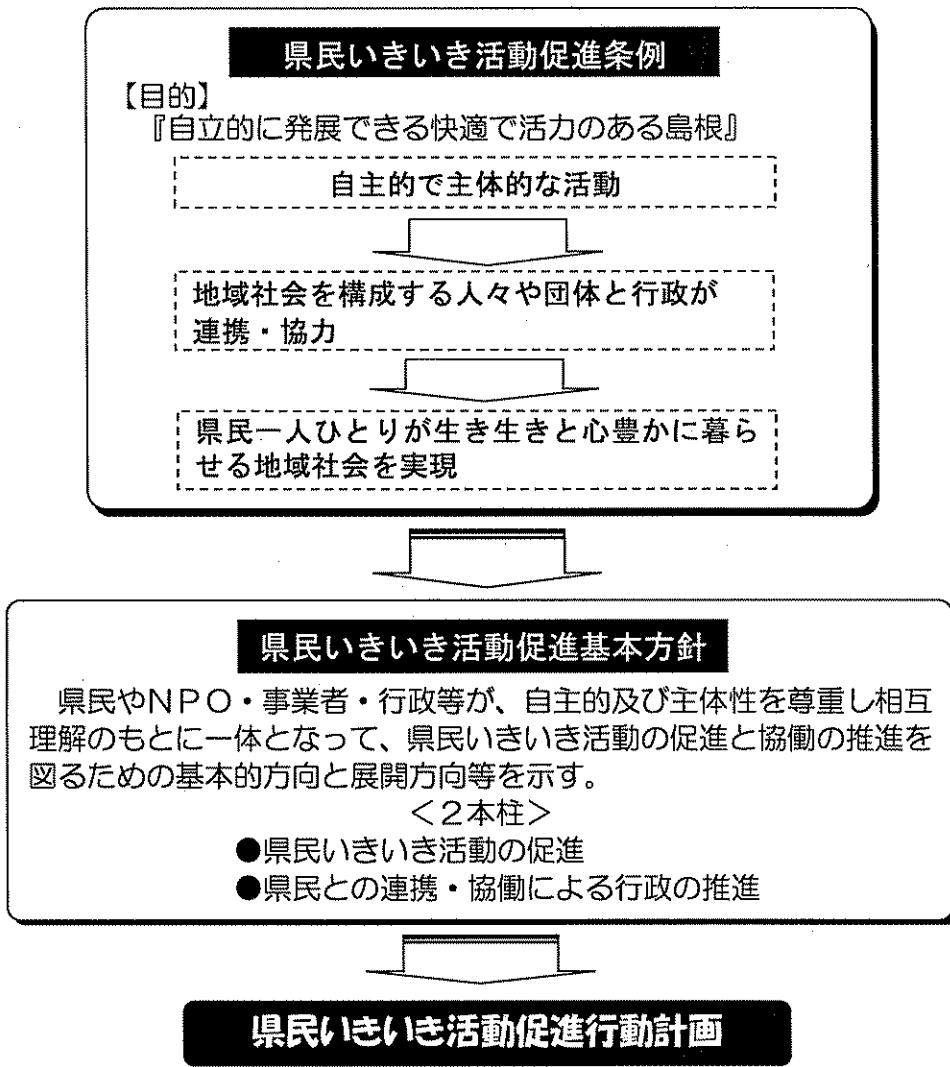
1. 行動計画策定の趣旨	1
2. 計画期間	1
3. 計画の柱立て	1
4. 重点テーマ及び重点項目について	1
5. 計画の成果指標と目標値について	2
6. 計画の活動指標について	2
7. 各種アンケート結果の公表について	2
8. 計画の見直しについて	2
9. 計画欄中の矢印表示等について	3
10. 計画の策定経過	3
 県民いきいき活動のイメージ図	4
県民いきいき活動推進のイメージ図	4
協働のイメージ図	5
協働事業の実施イメージ図	5
島根県県民いきいき活動促進行動計画体系図	6
 行動計画の展開方向	
1 県民いきいき活動の促進	
(1) 県民いきいき活動の普及・啓発	7
①情報の発信	7
②参加の促進	8
(2) 県民いきいき活動の充実	10
①人材の育成支援等	10
②NPOへの支援	11
③活動拠点の整備	12
④NPO相互の連携とネットワークづくり	12
 2 県民との連携・協働による行政の推進	14
(1) 協働のための体制づくり	14
①府内推進体制の構築	14
②第三者機関の設置	15
③研修の充実	15
④協働事業に係る情報の提供	15
(2) 地域活性化のための環境づくり	16
①市町村における協働推進への協力と連携	16
②地域コミュニティの活性化への支援	16
③県事業を活用した協働の実施	17
④地域資源の活用	17
 重点項目一覧表	18
活動指標一覧表	20
 参考資料	22

1. 行動計画策定の趣旨

島根県では、県民・NPO・事業者・行政等が連携・協力して、快適で活力のある島根を実現するために、平成17年3月に、「島根県県民いきいき活動促進条例」を制定しました。

また、平成18年2月には、この条例に基づき、「島根県県民いきいき活動促進基本方針」を策定し、施策の基本的方向や展開方向を定めたところです。

そこで、この条例と基本方針に基づいて、県民いきいき活動の促進に関するより具体的な施策を行動計画として策定することとしました。



2. 計画期間

この行動計画の期間は、平成19年度から平成22年度までとします。

3. 計画の柱立て

行動計画の柱は、基本方針で定めたとおりとします。

4. 重点テーマ及び重点項目について

県内のNPO法人、ボランティア団体及び県職員、市町村職員を対象に、県が平成18年9月から10月にかけて行った「県民いきいき活動及びNPOとの協働に関するアンケート」の調査結果によると、基本方針の中で優先的に推進していくべき事業

として

- 広報の充実
- 協働事業に係る情報の提供
- 府内推進体制の構築
- 市町村における協働推進への協力と連携

等が挙げられました。

この調査結果などを参考に、行動計画では、次の3つの重点テーマを設定しました。

【重点テーマ】

「情報提供の充実」 「協働の体制づくり」 「市町村との協力と連携」

この重点テーマに沿って、特に具体的に取り組んでいくものを重点項目として、行動計画の項目の欄に◎印を付けています。

また、重点項目については、一覧表を18~19ページに掲載しています。

5. 計画の成果指標と目標値について

行動計画の2つの柱、「県民意きいき活動の促進」「県民との連携・協働による行政の推進」について、計画期間の最終年度の平成22年度までに達成すべき数値目標を設定します。

この数値目標には、生活条件の向上など県民の満足度を重視する、成果指標を設定します。

6. 計画の活動指標について

活動指標とは、具体的に活動した回数、頻度、量などを数値で表すものです。

行動計画の欄中に記載している活動指標については、ホームページ等で公表しています。

なお、公表する様式は、20~21ページに掲載しています。

7. 各種アンケート結果の公表について

県民意きいき活動を促進するため、意識調査等のアンケートを行い、その結果をホームページ等で公表します。

8. 計画の見直しについて

基本方針と同様、行動計画策定後も島根県総合計画の見直しや構造改革、地方分権の進展など、今後の社会環境の変化や県民意きいき活動の状況、県民意きいき活動促進委員会などで得られた意見を勘案して、柔軟に見直しを行っていきます。

9. 計画欄中の矢印表示等について

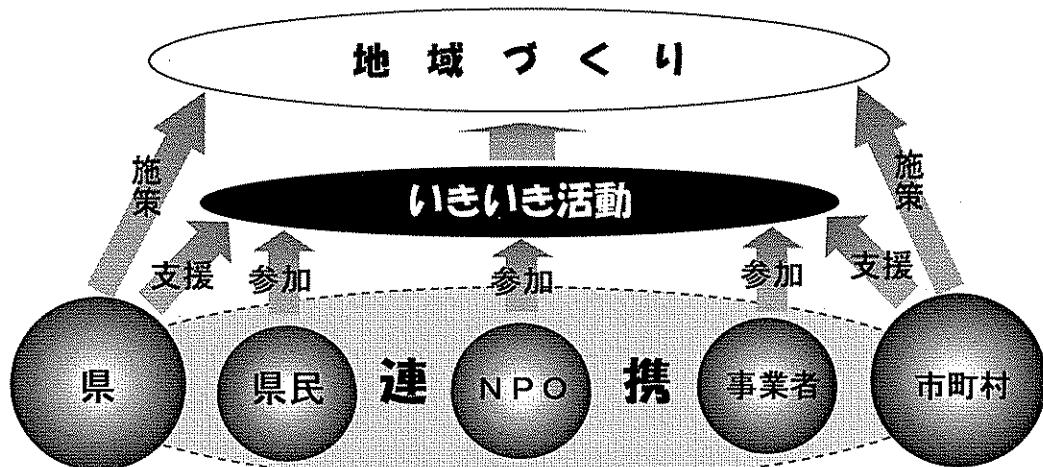
- 19年度以前から取り組んでいるもので、継続してしていくもの
- 19年度以前から取り組んでいるもので、徐々に充実させていくもの
- ●印のついている年度から取り組みを開始し、その後継続してしていくもの
- ○印のついている年度から取り組みを開始し、徐々に充実させていくもの
- 当該年度のみ実施するもの
- 検討期間

支援C しまねNPO活動支援センターの略

10. 計画の策定経過

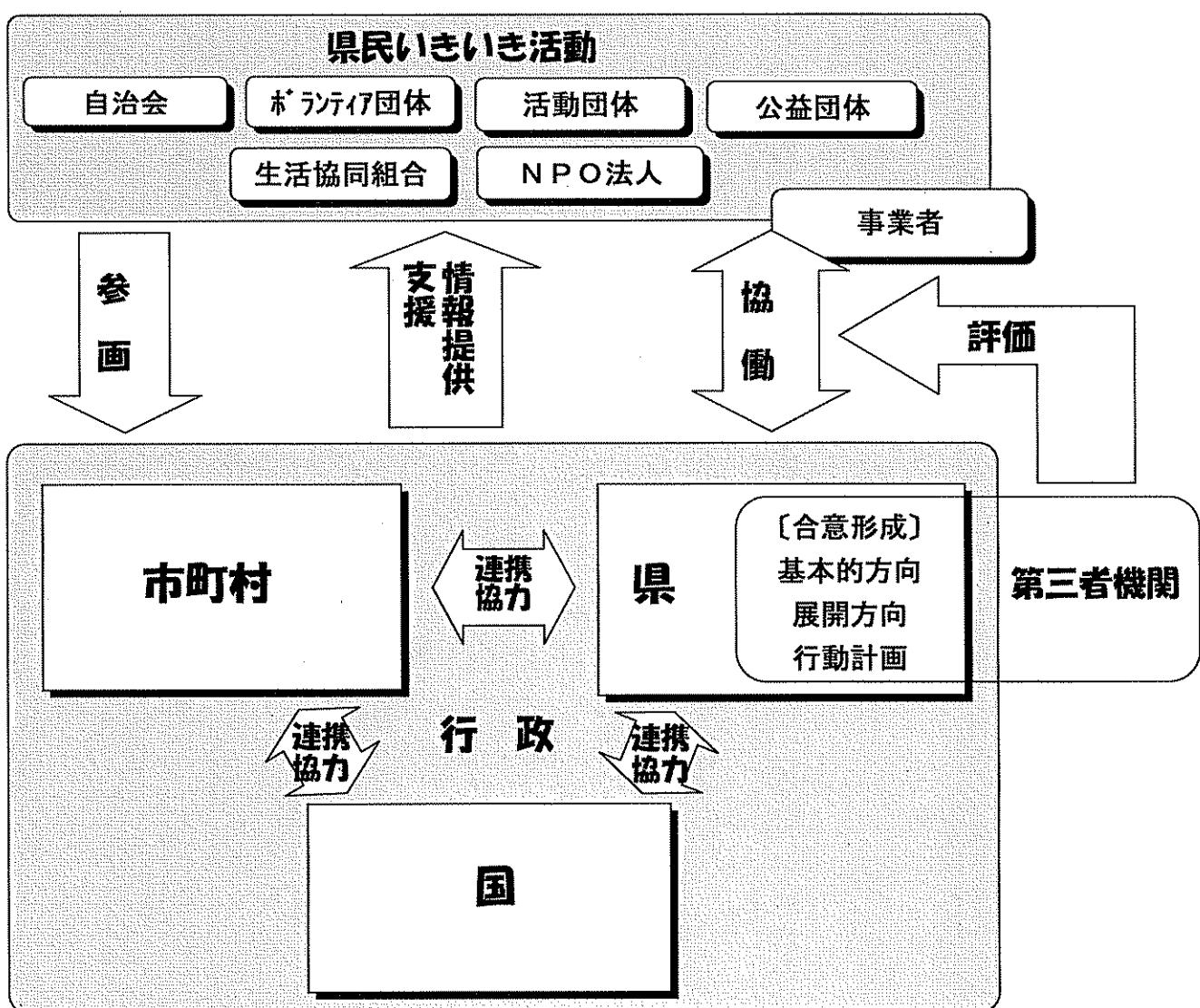
- 5月26日 県民いきいき活動庁内推進会議（計画策定の考え方、スケジュール等）
- 8月 4日 第1回ワーキンググループ会議
(計画策定の考え方、スケジュール、アンケート等)
- 8月22日 第1回行動計画策定部会（計画策定の考え方、スケジュール、アンケート等）
- 8月30日 第2回ワーキンググループ会議（計画骨子、アンケート内容等）
- 9月14日 第2回行動計画策定部会（計画骨子、アンケート内容等）
- 10月 6日 第3回ワーキンググループ会議（各部局のボランティア活動等社会貢献活動推進関連施策について等）
- 9月28日～
- 10月25日 アンケート調査（県職員、市町村職員、NPO法人、ボランティア団体）
- 11月13日 第3回行動計画策定部会・第4回ワーキンググループ会議合同会議
(アンケート集計状況の報告)
- 12月22日 第4回行動計画策定部会（アンケート集計結果の報告、計画素案等）
- 1月11日 第5回ワーキンググループ会議（アンケート集計結果の報告、計画素案等）
- 2月 1日
～2月28日 パブリックコメント（計画案）
- 3月 5日 第5回行動計画策定部会（計画案）
- 3月 7日 第6回ワーキンググループ会議（計画案）
- 3月22日 県民いきいき活動促進委員会（計画最終案）
- 3月22日 県民いきいき活動庁内推進会議（計画最終案）

県民いきいき活動のイメージ図

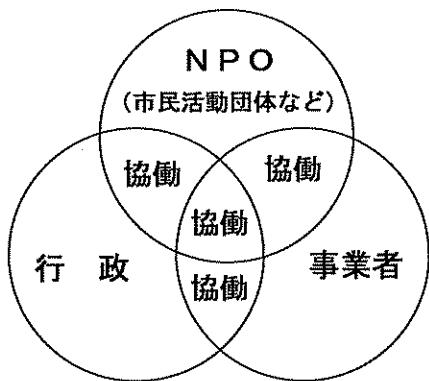


※いきいき活動の「いきいき」とは、活動への参加や支援を行う人々が「いきいき」としている様子、また、活動の活発化により、それぞれの地域が「いきいき」となる様子を表しています。

県民いきいき活動推進のイメージ図



協働のイメージ図

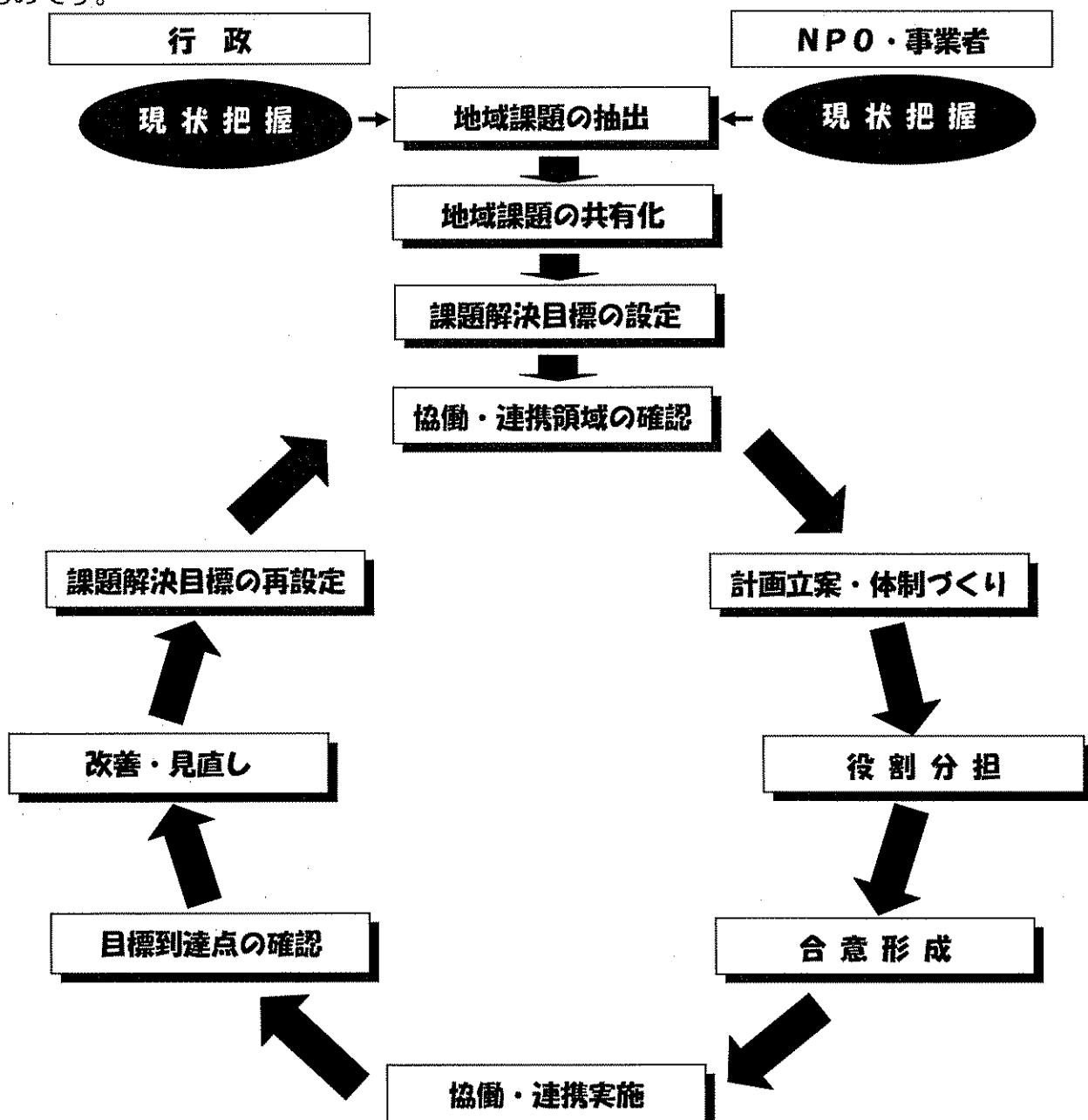


※「協働」とは、NPO・事業者・行政が共通の目的を達成するために、自立した対等な立場で相互に協力して活動することです。

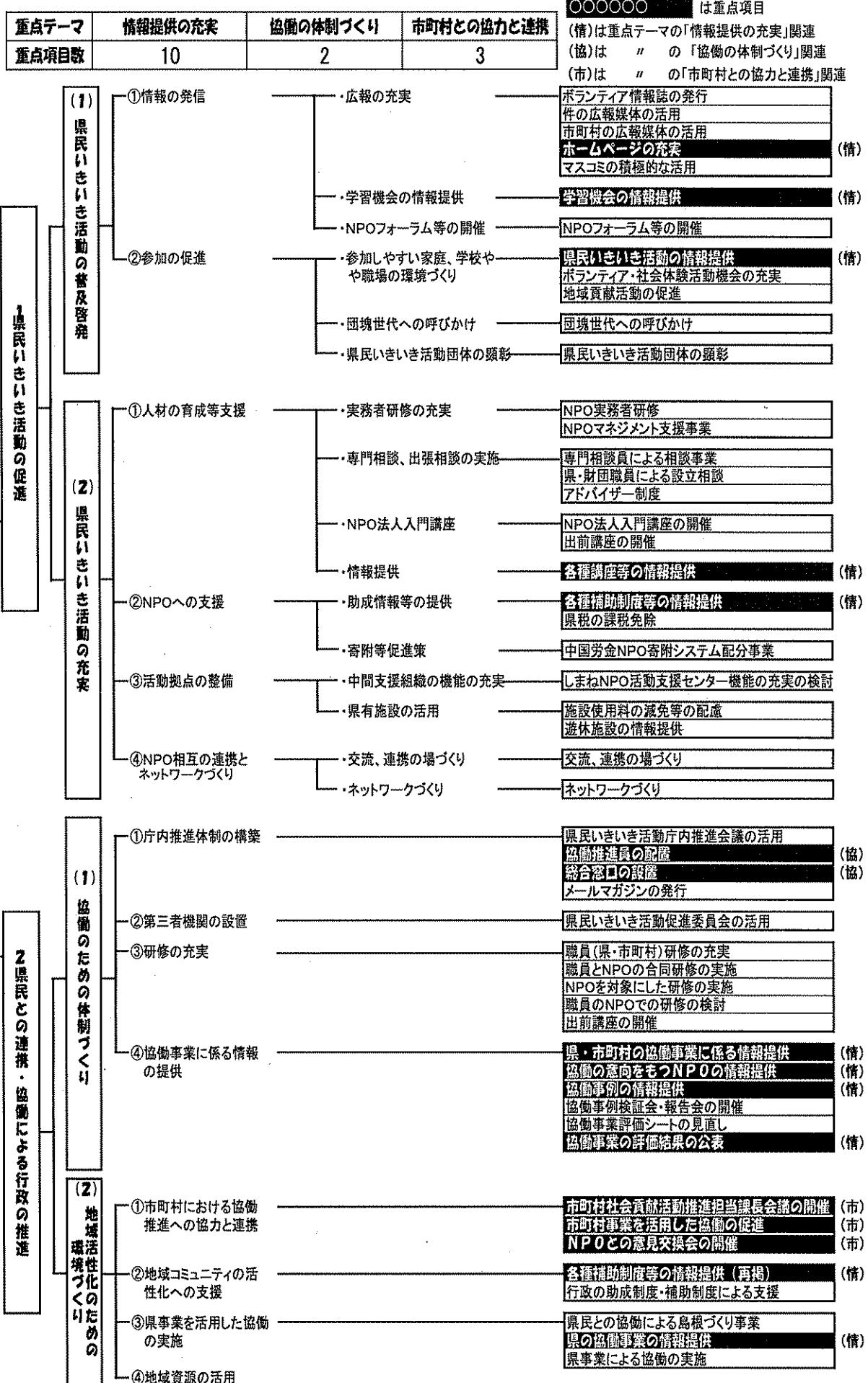
この図は、それぞれの重なりが協働を表し、一体となって地域の活力（地域力）の向上を目指します。

協働事業の実施イメージ図

この図は、NPO・事業者と行政が、地域の課題を抽出し、役割分担しながら協働事業を進めるとともに、それを見直しながら協働事業を継続的に実施していく過程を示したもののです。



島根県県民いきいき活動促進行動計画体系図

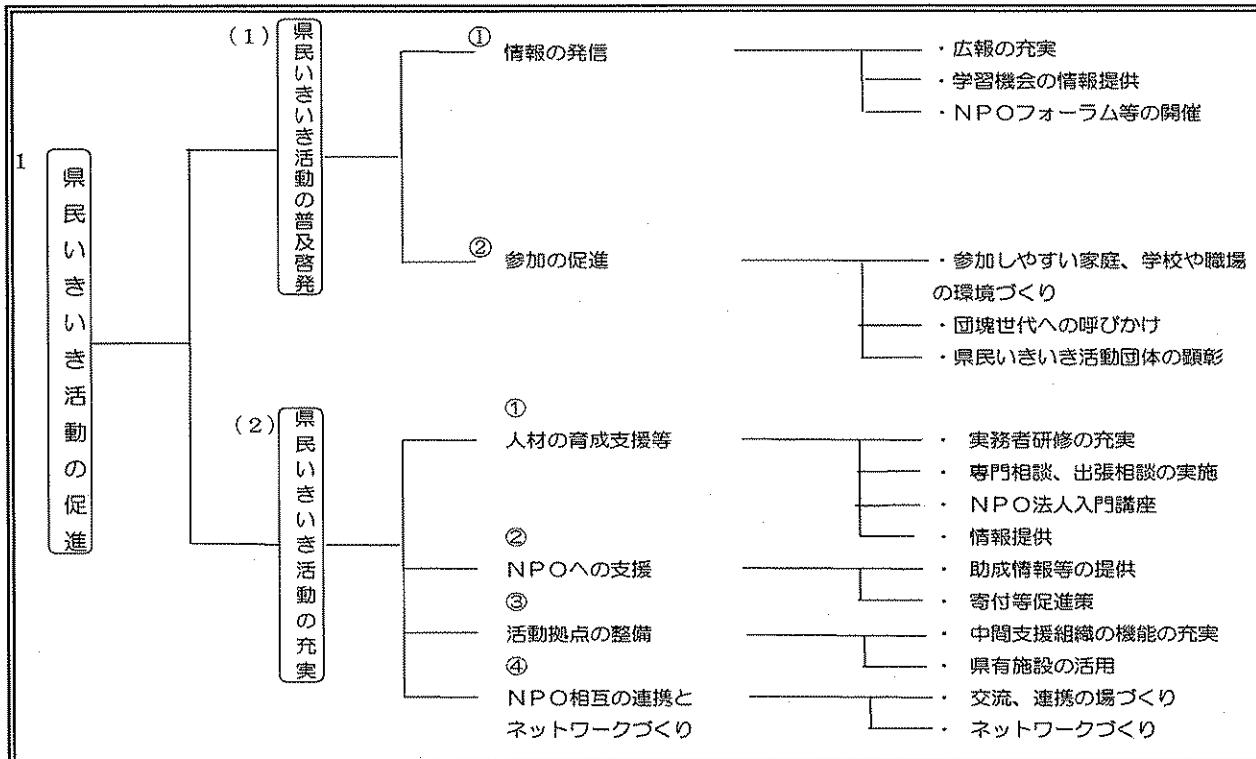


行動計画の展開方向

基本方針の2本柱、「県民いきいき活動の促進」と「県民との連携・協働による行政の推進」に沿って行動計画を定め、展開していきます。

1 県民いきいき活動の促進

県は、県民いきいき活動を活発化するため、県民等の積極的な参加を促進するための情報提供、ボランティアが参加しやすい環境の整備、NPO活動の支援を行います。



成 果 指 標	NPO法人認証数 NPO法人の地域で果たす役割等を普及・啓発することによって、認証数の増加を目指します。	現状値(平成17年度)	
		目標値(平成22年度)	
		134	257
	ボランティア活動に参加している人の割合 県民意識調査において「ボランティア活動に参加している」と回答した人の割合です。「参加したいが機会がない」という人たちの参加を促します。	22.3%	31.1%

(1) 県民いきいき活動の普及・啓発

条例を様々な広報媒体やフォーラムの開催等によって広く県民に周知し、その条例の意義などについての理解や関心を深めるとともに、県民いきいき活動への参加のきっかけになるよう県民、NPO、事業者及び市町村等と連携して、活動の普及・啓発を行います。

① 情報の発信

関係機関と連携して、県民いきいき活動に関する様々な情報を収集するとともに、多様な手段により最新の情報を提供します。

・広報の充実

県ホームページでのボランティア・NPO情報及び県の広報誌「フォトしまね」やしまねNPO活動支援センターの「びいびいっと」や「ふれあいVネット」等の各種広報媒体を活用し、NPOの紹介や自発的に活動への参加ができる支援内容などのPRを行います。

重点項目	行動計画	内 容	活動指標	実施主体	年 度				備考
					H19	H20	H21	H22	
	ボランティア情報誌の発行	「ふれあいVネット」「びいびいっと」を引き続き発行する。	発行部数	支援C					→
	県の広報媒体の活用	「フォトしまね」や県政テレビ番組など県の各種広報媒体を積極的に活用する。	掲載件数	県					→
	市町村の広報媒体の活用	市町村の広報紙等各種広報媒体においても、県民いきいき活動関係の情報が提供されるよう働きかける。	掲載件数	県 支援C					→
①	ホームページの充実	ホームページ(NPO活動推進室、しまねNPO活動支援センター)の提供内容について不断の見直しをするとともに、最新の情報が分かりやすく提供できるようその更新に努める。	ホームページ 更新回数	県 支援C					→
	マスコミの積極的な活用	マスコミにNPOの活動情報などを積極的に提供し、取り上げてもらうよう働きかける。	情報提供 件数	県 市町村 支援C					→

・学習機会の情報提供

社会福祉協議会等のボランティア養成講座などの各種講座の開催、NPOと参加希望者の交流機会の情報を収集し、県ホームページ等により適宜に提供します。

重点項目	行動計画	内 容	活動指標	実施主体	年 度				備考
					H19	H20	H21	H22	
①	学習機会の情報提供	県庁各部局及び市町村・関係機関から講演会・研修会・講座などの学習機会の情報を収集し、ホームページにより情報提供する。	情報提供 件数	県 支援C					→

・NPOフォーラム等の開催

活動に対する理解の促進とNPOと行政の協働のあり方などに関するフォーラム等を開催し、県民・NPO関係者の理解を深め相互の連携と協力の関係づくりの推進を図ります。

重点項目	行動計画	内 容	活動指標	実施主体	年 度				備考
					H19	H20	H21	H22	
	NPOフォーラム等の開催	NPOやボランティア、協賛などについて広く県民の理解促進を図るとともに、NPO間の連携が進むようフォーラムを開催する。	参加者数	支援C	●		●	●	

② 参加の促進

県民等が県民いきいき活動の社会的意義と必要性を認識し、積極的かつ自主的に活動に参加することが必要であり、県民等の自主性及び自立性を尊重し、県民いきいき活動に対する機運の醸成と活動の促進を図るための方策を推進します。

・参加しやすい家庭、学校や職場の環境づくり

ア 男女は共に家庭の構成員であり、お互いに協力し、それぞれの役割を果しながら、活動に参加できるよう、民間や行政のボランティアセンターやしまねNPO活動支援センターなどと連携しながら、ボランティア活動等に関する情報提供・相談などの実施により、参加促進のための環境づくりに努めます。

重点項目	行 動 計 画	内 容	活動指標	実施主体	年 度				備考
					H19	H20	H21	H22	
①	県民いきいき活動の情報提供	県庁各部局及び市町村・関係機関からボランティア活動等の県民いきいき活動に関する情報を収集し、ホームページ等により提供して県民の参加を促す。	情報提供件数	県					➡

イ 児童、生徒や保護者の活動への理解の促進を図るため、学校、教育委員会などの関係機関と連携しながら、ボランティア体験や社会体験活動等の機会を充実させ、多くの子ども達が様々なことを体験できる環境づくりに努めます。

重点項目	行 動 計 画	内 容	活動指標	実施主体	年 度				備考
					H19	H20	H21	H22	
	ボランティア・社会体験活動機会の充実	学校や教育委員会が行っている子ども達のボランティアや社会奉仕体験活動等を促進するとともに、子ども達の参加可能な県民いきいき活動に関する情報を収集・提供し、参加を促す。	ボランティア体験実施校数	県					➡

ウ 事業者に対しては、勤労者がNPO活動やボランティア活動へ参加しやすくなるよう、ボランティア休暇制度の導入拡大や、地域貢献活動促進運動などについての啓発などの取り組みを進めます。

重点項目	行 動 計 画	内 容	活動指標	実施主体	年 度				備考
					H19	H20	H21	H22	
	地域貢献活動の促進	(社)島根県経営者協会など商工関係団体と連携し、事業者の地域貢献活動が促進されるよう努める。	ボランティア参加団体数	県					➡

・団塊世代への呼びかけ

団塊の世代が平成19年から平成21年にかけて勤労者としての第一線を退くこととなります BUT これらの人々は、知識や経験、技術をもった人材の宝庫であるため、関係機関や団体と連携を図り、ボランティア講座や体験活動などの学習、研修機会の充実を図り、いきいき活動の担い手として活動への参加を促します。

重点項目	行 動 計 画	内 容	活動指標	実施主体	年 度				備考
					H19	H20	H21	H22	
	団塊世代への呼びかけ	団塊の世代が地域で活躍できるように、商工関係団体や関係機関と連携を図り、県民いきいき活動に関する情報を提供し、参加を促す。	情報提供事業件数	県					➡

・県民いきいき活動団体の顕彰

先駆的な話題性のある優れた活動を行った団体を顕彰することにより、県民活動の活発化を図り、活動の広がりによる魅力あふれる地域づくりを促進します。

重点項目	行 動 計 画	内 容	活動指標	実施主体	年 度				備考
					H19	H20	H21	H22	
	県民いきいき活動団体の顕彰	毎年2団体を顕彰し、県民いきいき活動が県内各地域でより活発に展開されるよう促す。	表彰団体数	県					→

(2) 県民いきいき活動の充実

県民いきいき活動が、地域で認知され、多くの人の参加や支援が得られるためには、県民のNPOに対する理解やNPOが組織として自立することが重要となります。このためには、NPOの活動情報を県民等に提供するとともに活動が継続的かつ円滑に推進できる環境づくりを行います。

① 人材の育成支援等

NPOの組織を支え、活動を円滑に推進していくため、組織の核となるリーダーや会員等の人材育成への支援とともに組織運営能力強化の支援を行います。

・実務者研修の充実

NPOのスタッフに対して、マネジメント能力向上のため、会計・税務・労務管理や広報等の専門的研修を行います。

重点項目	行 動 計 画	内 容	活動指標	実施主体	年 度				備考
					H19	H20	H21	H22	
	NPO実務者研修	NPOの代表者・リーダーに対して、関係法律、会計・税務・労務管理等について専門研修を実施する。	受講者数	支援C					→
	NPOマネジメント支援事業	NPOの管理、事業全般にわたるマネジメント能力の向上を目的に、課題の解決方法等を探るワークショップを開催する。	受講者数	支援C					→

・専門相談、出張相談の実施

NPOの運営上の諸問題について、専門家による相談を行います。

重点項目	行 動 計 画	内 容	活動指標	実施主体	年 度				備考
					H19	H20	H21	H22	
	専門相談員による相談事業	相談員を委嘱し、会計・税務・労務管理などの専門分野について、NPOからの相談に応じる。	相談者数	支援C					→
	県・財團職員によるNPOの設立相談	県庁や「しまねNPO活動支援センター」においてのみNPO法人の設立相談を受けるだけでなく、県の中・西部や隣県などでも、設立相談会を開催する。	相談件数	県 支援C					→
	アドバイザー制度	事業運営などに悩む設立間もないNPOに、アドバイザーの紹介等のコーディネートを行う。	相談件数	支援C					→

・NPO法人入門講座

NPO法人制度の普及、設立に関する手続きや相談等を行います。

重点項目	行動計画	内 容	活動指標	実施主体	年 度				備考
					H19	H20	H21	H22	
	NPO法人入門講座の開催	NPO法人格取得希望者等を対象に、法人制度等に関する基礎講座を開催する。	受講者数	支援C					→
	出前講座の開催	しまね出前講座の積極的な利用の働きかけを通じて、NPO法人制度の概要や設立に関する手続等についての説明していく。	受講者数	県					→

・情報提供

関係機関と連携して、リーダーセミナー等各種講座の開催情報をホームページや紙媒体等を活用して効果的に提供します。

重点項目	行動計画	内 容	活動指標	実施主体	年 度				備考
					H19	H20	H21	H22	
①	各種講座等の情報提供	県の各部局や関係機関が実施する各種講座の情報を収集するとともに、その開催情報をホームページ等により情報提供する。	情報提供件数	県 支援C					→

② NPOへの支援

NPOの活動が継続的、円滑に推進されるとともに、その充実と拡大を図るため、NPOの財政基盤強化の支援を行います。

・助成情報等の提供

民間の企業や団体等による助成制度や行政分野の補助制度について、ホームページ等の活用により効果的な情報提供を行います。

重点項目	行動計画	内 容	活動指標	実施主体	年 度				備考
					H19	H20	H21	H22	
	各種補助制度等の情報提供	県の各部局や市町村、民間団体等の補助・助成制度の情報を収集するとともに、その情報をホームページ等により提供する。	情報提供件数	県					→
県税の課税免除	法人県民税(均等割)	収益事業を行わないNPO法人については、毎年4月30日までに申請した場合は、法人県民税の均等割が課税免除される。 収益事業を行うNPO法人が、法人設立後3年以内に終了する各事業年度において、所得がない場合は、当該事業年度分について、申告書の提出期限までに申請した場合は、法人県民税の均等割が課税免除される。	課税免除件数	県					→
	不動産取得税	NPO法人設立後3年以内に定款に定める特定非営利活動に係る事業の用に供するための不動産を無償で譲り受けた場合は、不動産取得税の納期限までに申請があった場合に、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税が課税免除される。	課税免除件数	県					→
	自動車取得税	NPO法人設立後3年以内に定款で定める事業の用に供するための自動車を無償で譲り受けた場合は、申告書の提出期限までに申請した場合は、当該特定非営利活動に係る自動車の取得に対して課する自動車取得税が課税免除される。	課税免除件数	県					→

・寄附等促進策

民間からの寄付金やNPO法人向けの融資は、NPOにとって重要な財源であることから、その促進策について調査・検討を行います。

重点項目	行動計画	内 容	活動指標	実施主体	年 度				備考
					H19	H20	H21	H22	
	中国労金NPO寄附システム配分事業	制度の普及啓発を図る。	情報提供件数	支援C					→

③ 活動拠点の整備

中間支援組織である「しまねNPO活動支援センター」の機能の充実を図ります。また、県の施設がNPOの活動の場として、より利用しやすいように検討していきます。

・中間支援組織の機能の充実

「しまねNPO活動支援センター」の支援機能について、他の公益法人等との連携強化を図り、隠岐地区、石見地区への支援のあり方を検討します。

重点項目	行動計画	内 容	活動指標	実施主体	年 度				備考
					H19	H20	H21	H22	
	しまねNPO活動支援センター機能の充実の検討	中間支援組織として様々な活動をしている「しまねNPO活動支援センター」の諸事業の中長期的な展開方策を検討する。	有無	支援C					→

・県有施設の活用

NPO法人が、県民会館などの公の施設の会議室等を利用する場合、施設使用料の減免等について配慮します。また、県が所有する遊休施設の情報を提供するとともに、地域のNPOの拠点や活動の場として活用できるよう検討を行います。

重点項目	行動計画	内 容	活動指標	実施主体	年 度				備考
					H19	H20	H21	H22	
	施設使用料の減免等の配慮	NPO法人の公の施設の利用に当たっては、活動の公益性を踏まえ使用料の減免について配慮する。	件数	県					→
	遊休施設の情報提供	県有の遊休施設について、NPO法人の活用の可能性について検討をするとともに、活用が可能なものはホームページ等で情報提供する。	情報提供件数	県	○	○	○	○	→

④ NPO相互の連携とネットワークづくり

それぞれの地域には様々なNPOが存在していますが、特にまちづくりという視点からは、それらの団体が相互に協働することが、より効果的であるため、地域における団体間のネットワークづくりを支援します。

・交流、連携の場つくり

団体間の交流や情報交換等を行い、自らの活動を検証したり、新たな課題を見つける機会となるワークショップの開催等を行います。

重点項目	行 動 計 画	内 容	活動指標	実施主体	年 度				備考
					H19	H20	H21	H22	
	交流、連携の場つくり	各団体の抱える課題・問題点及びそれらの解決策等について意見交換する場をつくり、連携を促す。	意見交換回数	支援C					→

・ネットワークづくり

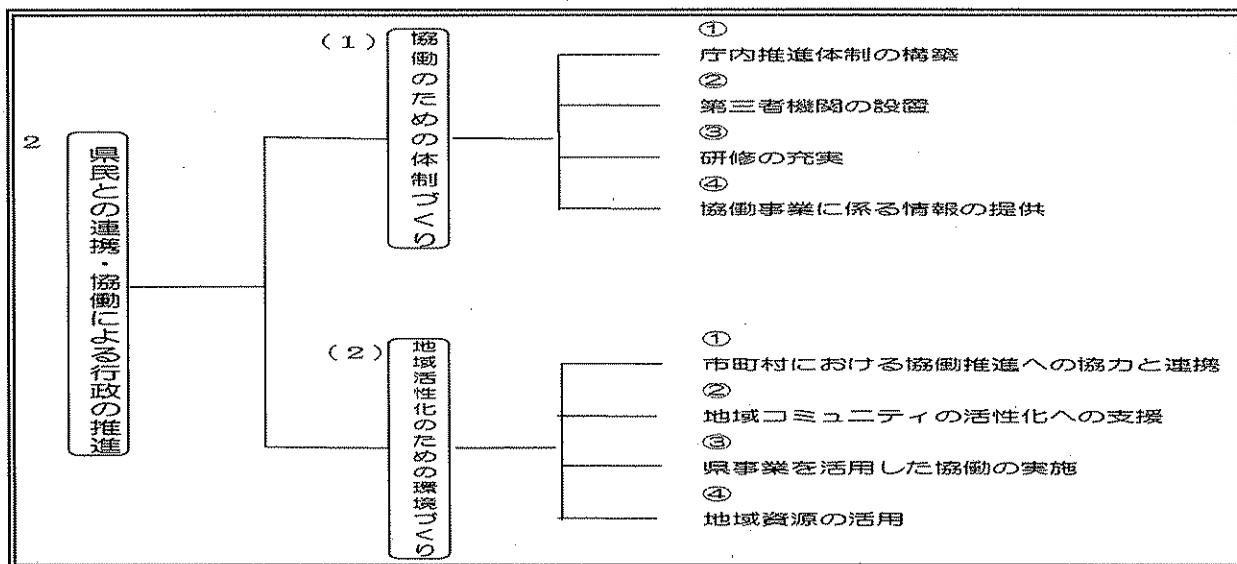
「しまねNPO活動支援センター」は、NPO、事業者、行政、関係団体等との間の情報交換や協働を進めるため中心となってネットワークづくりを行います。

また、活動分野を越えたNPO自体が行うネットワークづくりには、情報提供などによる支援を行います。

重点項目	行 動 計 画	内 容	活動指標	実施主体	年 度				備考
					H19	H20	H21	H22	
	ネットワークづくり	「しまねNPO活動支援センター」が中心となってネットワークづくりを行う。 NPO自体が行うネットワークづくりへの情報提供等の支援を行う。	参加団体数 情報提供件数	支援C	→				→

2 県民との連携・協働による行政の推進

県は、多様化高度化する県民ニーズに的確に応え、きめ細かなサービスを展開していくため、県民、NPO、事業者、市町村など多様な主体との連携・協働に取り組みます。



成 果 指 標		現状値(平成17年度)	目標値(平成22年度)
	NPO活動推進室のホームページアクセス件数 ホームページの内容を充実させるとともに、最新の情報を分かりやすく提供できるよう更新に努め、アクセス件数を増やします。	13,532	27,218
	県と協働した企業・NPO法人・任意団体などの団体数 企業、NPO法人、任意団体(個人、グループを含む)などの数です。全庁挙げて協働に取り組み団体数の増加を目指します。	314	420

(1) 協働のための体制づくり

協働による事業を適切・効果的に推進するための体制の整備及び人材育成を行います。

① 庁内推進体制の構築

県民意きいき活動の促進、協働の推進を行うため、庁内の部局を横断した庁内推進会議を設置するほか、協働の一層の効率的・効果的な施策の展開を図れるよう、庁内各課への協働推進員の配置なども検討します。

重 点 項 目	行 動 計 画	内 容	活動指標	実施 主 体	年 度				備 考
					H19	H20	H21	H22	
	県民意きいき活動庁内推進会議の活用	県民意きいき活動の促進及び県行政における協働を推進し、機関相互の緊密な連携及び施策の調整を行うために平成17年4月に設置した「県民意きいき活動庁内推進会議」を定期的に開催し、各部局が実施する協働事業や協働を進める上で生じた問題点、各事業の評価等について、情報の共有を図り、全庁的に協働を推進していく。	回数	県					→
◎	協働推進員の配置	協働の一層の効率的・効果的な施策の展開を図れるよう、各課室にNPO協働推進員を配置する。	有無	県	■	■	●	→	→
◎	総合窓口の設置	協働を着実に進めていくために、県に総合窓口を設置し、庁内はもとより市町村や、NPO相互間の連携が図れるよう総合的な調整を行う。	有無	県	■	■	●	→	→
	メールマガジンの発行	県職員にNPO・ボランティア活動に対する理解を深めてもらうとともに協働の推進を図るために、メールマガジンの発行を検討する。	有無	県	○	○	●	→	→

② 第二者機関の設置

協働を着実に進めていくためには、事業効果の評価を行い、その結果、判明した問題点や利点を次の事業の反映させることが重要であり、自己評価をするとともに客観性を高めるために第三者による評価機関を設置します。

重点項目	行 動 計 画	内 容	活動指標	年 度				備考
				実施主体	H19	H20	H21	
	県民いきいき活動促進委員会の活用	県民いきいき活動をより一層促進するとともに、県行政における協働を推進するために、県が取り組むべき関連施策等について広く意見を聽し、今後の県民いきいき活動促進の施策展開に資するために平成17年4月に設置した県民いきいき活動促進委員会を、第三者機関として有効活用していく。	回数	県				→

③ 研修の充実

協働による事業を適切・効果的に推進するためには、県職員及び市町村職員の更なる意識改革を行うとともに、協働に対する正しい理解を身につけるための研修を実施し、啓発を行います。

また、NPOの先駆性や民間感覚取得のためのNPO研修などを検討します。

重点項目	行 動 計 画	内 容	活動指標	年 度				備考
				実施主体	H19	H20	H21	
	職員(県・市町村)研修の充実	「協働事業の手引き」や「NPOと行政の協働のためのガイドライン」などを活用したり、NPO法人からの協働の事例報告などを盛り込んだ研修(新規採用職員研修、一般職員研修、専門研修)を実施する。 各市町村においても、職員を対象にした研修が実施されるよう働きかける。	受講者数	県 市町村 支援C				→
	職員とNPOの合同研修の実施	行政職員とNPO関係者が一堂に会し、地域が抱える課題解決に向け、相互の機能と果たすべき役割について確認を行うための研修を実施する。	受講者数	支援C				→
	NPOを対象にした研修の実施	行政の特性の理解と行政が協働で実施可能な事業の企画提案力もつたNPOを育成するための研修を実施する。	受講者数	支援C				→
	職員のNPOでの研修の検討	職員が、NPOの活動現場を体験するとともに、NPOの先駆性や民間感覚を取得するためにNPOでの研修を検討する。	有無	県	○	○	○	→
	出前講座の開催	しまね出前講座の積極的な利用の働きかけを通じて、協働についての理解の促進を図っていく。	受講者数	県	●	●	●	→

④ 協働事業に係る情報の提供

NPOを対象とする補助・委託事業等に関する情報や市町村のNPO関連施策等の情報を収集し、ホームページ等により、情報発信を充実します。

また、NPOと県行政による協働事例の報告会を開くなどし、情報提供します。

重点項目	行 動 計 画	内 容	活動指標	年 度				備考
				実施主体	H19	H20	H21	
◎	県・市町村の協働事業に係る情報提供	県の各部局及び市町村の協働可能事業の情報を収集し、ホームページに掲載するとともにNPOに提供する。	情報提供件数	県	○	○	○	→
◎	協働の意向をもつNPOの情報提供	県又は市町村と協働を望むNPOから、NPOのプロフィールや活動実績、協働希望内容などの情報を収集し、各部局・市町村に提供する。	情報提供件数	県	○	○	○	→
◎	協働事例の情報提供	県庁各部局や他の自治体での先進的・モデル的な協働事例の情報を収集し、ホームページ等各種広報媒体により提供する。	情報提供件数	県	●	●	●	→
	協働事例検証会・報告会の開催	前年度に実施した協働事業について、検証会や報告会を開催することにより、情報を共有化し協働の推進を図る。	参加者数	県	●	●	●	
	協働事業評価シートの見直し	平成15年度に作成した協働評価シートの見直しを行う。	有無	県	●	●	●	
◎	協働事業の評価結果の公表	県の各部局、NPO双方が協働事業評価シートを作成して評価を行い、評価結果を共有する機会を設定し、各部局は、話し合いの結果をまとめNPO活動推進室に報告する。 NPO活動推進室においては、各部局の評価結果をとりまとめ、ホームページへの掲載等により公表し、協働事業推進に役立てる。	事業件数	県	●	●	●	→

(2) 地域活性化のための環境づくり

NPOの地域課題の解決に向けた活動の活発な展開は、従来の自治会等の伝統的なコミュニティ活動とともに、地域社会を支えていく力として重要な役割を果たしています。

今後も地域住民、NPOと協働し、市町村とも連携するとともに、中山間地域研究センターの集落の維持・活性化などの調査研究や生涯学習推進センターの地域活動につながる研修などを行い、いきいき活動による地域活性化の取り組みを積極的に支援していきます。

① 市町村における協働推進への協力と連携

市町村の自主性を尊重しつつ相互の情報交換や施策の連携等を図り、また、市町村と県民、NPOとの協働が進められるよう連携・協力します。

重点項目	行動計画	内 容	活動指標	実施主体	年 度				備考
					H19	H20	H21	H22	
◎ 市町村社会貢献活動推進担当課長会議の開催	県、「しまねNPO活動支援センター」及び市町村との相互理解・連携を深めるために、それぞれの取り組みについて情報交換するとともに、協働推進上の様々な課題について意見交換を行う。	回数	県						→
◎ 市町村事業を活用した協働の促進	市町村の事業でNPOとの協働が可能なものは、協働を推進してもらうよう働きかけていく。	事業件数	県						→
◎ NPOとの意見交換会の開催	行政とNPOの相互理解を深めるとともに、協働をより効果的に推進するために、市町村と連携を図り、団体別にNPOとの意見交換会を開催する。	参加者数	県						→

② 地域コミュニティの活性化への支援

住民が自主的にその地域のことを考え、福祉、定住、子育て支援、災害救援、『自らの安全は自ら守る』という防犯、暴力追放など、多岐にわたる分野の活動について、行政や他の組織と連携・協働しながら地域づくりを実践できるような地域コミュニティ環境づくりを支援します。

重点項目	行動計画	内 容	活動指標	実施主体	年 度				備考
					H19	H20	H21	H22	
◎ 各種補助制度等の情報提供	県の各部局や市町村、民間団体等の補助・助成制度の情報を収集するとともに、その情報をホームページ等により提供する。	情報提供件数	県 支援C						→ 再掲
	行政の助成制度・補助制度による支援	県及び市町村の各種助成制度・補助制度により活動を支援する。	事業件数	県 市町村					→

③ 県事業を活用した協働の実施

県民との協働の推進を積極的に進め、より効果的な地域づくりを行うため、「県民との協働による島根づくり事業」などを実施し、今後の公共サービスにおける県民やNPOとの協働の可能性についての検討や評価を行い施策への反映を図ります。

重点項目	行 動 計 画	内 容	活動指標	実施主体	年 度				備考
					H19	H20	H21	H22	
	県民との協働による島根づくり事業	NPO等から県と協働して実施する事業の企画提案を募集し、事業化することにより、NPO等のもつている発想力・企画力を行政に活かし事業効率の向上を図る。	事業件数	県	▶				
◎	県の協働事業の情報提供	県の各部局においては、「NPOと行政の協働のためのガイドライン」や「協働事業の手引き」を参考にてもらって、協働可能事業の検討を促し、協働可能事業の情報をホームページに掲載するとともにNPOに情報提供する。	情報提供件数	県	◀	▶			
	県事業による協働の実施	NPO活動推進室が、県の各部局とNPOのマッチングの調整を行い、各部局において協働事業を実施してもらう。	事業件数	県	◀	▶			

④ 地域資源の活用

地域の資源を最大限に活用して住民が頑張りがいのある地域づくりを目指すため、本県の自然や風土、歴史と文化、農林水産物などの地域資源を新しい視点で見直し、規制緩和や協働といった手法による取り組みを促進します。

重点項目一覧表

重点テーマ	重点項目	内 容	実施主体	備考
情報提供の充実	ホームページの充実	<p>【平成19年度～】 NPO活動推進室と「しまねNPO活動支援センター」で、既に提供しているホームページの情報内容について、他県や団体等先進的なところのホームページを参考にして、見直しを進めて充実を図るとともに、最新の情報を分かりやすく提供できるようその更新に努めていく。</p>	NPO活動推進室 NPO活動支援センター	
	学習機会の情報提供	<p>【平成19年度～】 県の各部局及び市町村・民間団体等関係機関から次の情報を収集し、NPO活動推進室や「しまねNPO活動支援センター」のホームページ・機関紙等で提供するとともに、県民の積極的な参加や利活用を促す。</p>	NPO活動推進室 NPO活動支援センター	
	県民意きいき活動の情報提供		NPO活動推進室	
	各種講座等の情報提供	<p>■講演会・研修会・講座・フォーラム・シンポジウムなど各種学習機会 ■ボランティア活動、交流会、体験活動等の県民意きいき活動 ■補助金・助成制度(既に県のホームページで情報提供している助成事業データベースの充実)</p>	NPO活動推進室 NPO活動支援センター	
	各種補助制度等の情報提供		NPO活動推進室 NPO活動支援センター	
	県・市町村の協働事業に係る情報提供	<p>【平成19年度】 ●年度初めに、各市町村に対して、平成19年度においてNPOとの協働が可能な事業について照会をし、一覧表を作成の上、ホームページに掲載するとともに市町村の関係NPOに情報提供する。 (平成19年度は「県民との協働による島根づくり事業」を行うため、平成19年度の県事業で協働が可能なものについては、照会はしない) ●各市町村には、回答に当たっては、県で作成の「NPOと行政の協働のためのガイドライン」や「協働事業の手引き」を参考してもらう。 ●平成19年度末には、県の各部局及び各市町村に対して、平成20年度にNPOと協働が可能な事業について照会し、一覧表を作成の上、ホームページに掲載するとともに関係のNPOに情報提供する。</p> <p>【平成20年度～】 ●毎年度末、県の各部局及び各市町村に対して翌年度にNPOと協働が可能な事業について照会し、一覧表を作成の上、ホームページに掲載するとともに関係のNPOに情報提供する。</p>	NPO活動推進室	
	協働の意向をもつNPOの情報提供	<p>【平成19年度～】 ●年度初めに、NPOに対して県又は市町村との協働の意向調査を実施して、取りまとめる。 調査内容・協働希望内容、NPOの活動実績・プロフィール等 ●取りまとめ結果を、県の関係部局や関係市町村に提供する。 ●県の関係部局・関係市町村とNPOとの連絡・調整は、NPO活動推進室で行っていく。</p>	NPO活動推進室	
	協働事例の情報提供	<p>【平成19年度～】 県及び市町村の協働事例については、既にデータベース化してNPO活動推進室のホームページで情報提供しているが、平成19年度からは、他県の先進的・モデル的な協働事例などの情報も収集してより充実を図っていく。 併せて、ホームページだけでなく他の広報媒体や、「しまねNPO活動支援センター」で行う研修などにおいても情報提供に努め、行政・NPO双方に協働の参考してもらう。</p>	NPO活動推進室	
	協働事業の評価結果の公表	<p>【平成19年度～】 協働事業の推進に役立てるため、平成15年度に作成した協働事業の評価シートを見直すとともに、県の各部局・NPOとの調整を図り、協働事業の評価結果について可能なものから公表していく。</p> <p>＜評価結果公表の流れ＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ①県でNPOと協働事業を行った場合、県の各部局、NPO双方が協働事業評価シートを作成して評価を行う。 <p style="text-align: center;">□</p> <ol style="list-style-type: none"> ②県の各部局、NPO双方が評価結果を共有する機会を設定し、各部局は、話し合いの結果をまとめNPO活動推進室に報告する。 <p style="text-align: center;">□</p> <ol style="list-style-type: none"> ③NPO活動推進室においては、各部局の評価結果をとりまとめ、ホームページへの掲載等により公表する。 	NPO活動推進室	

重点項目一覧表

重点テーマ	重点項目	内 容	実施主体	備考
協働の体制づくり	協働推進員の配置	<p>協働の一層の効率的・効果的な施策の展開を図れるよう、府内各課室にNPO協働推進員を配置する。</p> <p>併せて、協働を着実に進めていくために、県(NPO活動推進室)に協働に係る総合窓口を設置し、府内はもとより市町村や、NPO相互間の連携が図れるよう総合的な調整を図っていく。</p> <p>【平成19年度】</p> <p>県民いきいき活動庁内推進会議に、協働の推進について検討・調整をするためのワーキンググループを置き、その中で協働推進員の役割や総合窓口の機能等について検討を行う。</p> <p>併せて、この検討内容を、県民いきいき活動促進委員会、県民いきいき活動庁内推進会議に諮り、具体化する。</p> <p>■協働推進員の役割例■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課・室の事業の協働の推進に係る相談窓口 ・各課・室の協働事業の取りまとめとNPO活動推進室への報告 等 <p>■総合窓口の機能例■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の各部局・市町村・NPOとの協働の推進に係る総合調整 ・協働事業に係る県・市町村とNPOとのマッチング ・協働事業に関する情報の収集・提供 ・協働推進員に対する研修の実施 等 	府内各課室	
	総合窓口の設置	<p>【平成20年度～】</p> <p>平成19年度の検討を踏まえ、NPO活動推進室に協働の推進に係る総合窓口を設置するとともに、府内各課室に協働推進員を配置する。</p>	NPO活動推進室	
市町村との協力と連携	市町村社会貢献活動推進担当課長会議の開催	<p>【平成19年度～】</p> <p>県、「しまねNPO活動支援センター」及び市町村との相互理解・連携を深めるために、市町村社会貢献活動推進担当課長会議を(圏域別に)開催する。</p> <p>■テーマ(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県・市町村・しまねNPO活動支援センターそれぞれの当該年度 の各種社会貢献活動推進関連施策について ・県内のNPOの認証状況について ・協働とは ・NPOとの協働推進上の課題・解決策について 等 	NPO活動推進室	
	市町村事業を活用した協働の促進	<p>【平成19年度～】</p> <p>平成19年度から開催する市町村社会貢献活動推進担当課長会議などを通じて、各市町村事業で管内のNPOとの協働が可能なものについて、検討をお願いするとともに、協働を推進してもらうよう働きかけていく。</p> <p>なお、協働の検討に当たっては、県で作成している「NPOと行政の協働のためのガイドライン」や「協働事業の手引き」を参考にしてもらう。</p> <p>また、管内のNPOの活動状況等についても、県から市町村に情報提供をしていく。</p>	NPO活動推進室	
	NPOとの意見交換会の開催	<p>【平成19年度～】</p> <p>行政とNPOとの協働をより効果的に推進するため、市町村と連携を図り、圏域別にNPOとの意見交換会を開催する。</p> <p>■議題(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県・市町村の協働可能事業についての情報提供 ・NPO側からの協働事業についての提案 ・NPO側の活動内容の紹介 ・協働推進上の行政、NPOそれぞれの課題・問題点について 等 <p>■参加者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域内のNPO法人の代表者・会員 ・圏域内の市町村社会貢献活動推進担当課職員 ・県担当課職員 	NPO活動推進室	

活動指標一覧表

行動計画	活動指標	年度					備考
		H18	H19	H20	H21	H22	
ボランティア情報誌の発行							
びいひいっと	発行部数						
ふれあいVねっと	発行部数						
県の広報媒体の活用	掲載件数						
市町村の広報媒体の活用	掲載件数						
ホームページの充実	ホームページ 更新回数						
マスコミの積極的な活用	情報提供件数						
学習機会の情報提供	情報提供件数						
NPOフォーラム等の開催	参加者数						
県民いきいき活動の情報提供	情報提供件数						
ボランティア・社会体験活動機会の充実	ボランティア体験 実施校数						
地域貢献活動の促進	ボランティア 参加団体数						
団塊世代への呼びかけ	情報提供 事業件数						
県民いきいき活動団体の顕彰	表彰団体数						
NPO実務者研修	受講者数						
NPOマネジメント支援事業	受講者数						
専門相談員による相談事業	相談者数						
県・財団職員によるNPOの設立相談	相談件数						
アドバイザー制度	相談件数						
NPO法人入門講座の開催	受講者数						
出前講座の開催	受講者数						
各種講座等の情報提供	情報提供件数						
各種補助制度等の情報提供	情報提供件数						
県税の 課税免除	法人県民税(均等割)	課税免除 件数					
	不動産取得税	課税免除 件数					
	自動車取得税	課税免除 件数					
中国労金NPO寄附システム	情報提供件数						
しまねNPO活動支援センター機能の充実の検討	有無						
施設使用料の減免等の配慮	件数						
遊休施設の情報提供	情報提供件数						
交流、連携の場づくり	意見交換回数						
ネットワークづくり	参加団体数						
	情報提供件数						
県民いきいき活動庁内推進会議の活用	回数						

活動指標一覧表

行動計画	活動指標	年度					備考
		H18	H19	H20	H21	H22	
協働推進員の配置	有無						
総合窓口の設置	有無						
メールマガジンの発行	有無						
県民いきいき活動促進委員会の活用	回数						
職員(県・市町村)研修の充実	受講者数						
職員とNPOの合同研修の実施	受講者数						
NPOを対象にした研修の実施	受講者数						
職員のNPOでの研修の検討	有無						
出前講座の開催	受講者数						
県・市町村の協働事業に係る情報提供	情報提供件数						
協働の意向をもつNPO団体の情報提供	情報提供件数						
協働事例の情報提供	情報提供件数						
協働事例検証会・報告会の開催	参加者数						
協働事業評価シートの見直し	有無						
協働事業の評価結果の公表	事業件数						
市町村社会貢献活動推進担当課長会議の開催	回数						
市町村事業を活用した協働の促進	事業件数						
NPOとの意見交換会の開催	参加者数						
各種補助制度等の情報提供	情報提供件数						
行政の助成制度・補助制度による支援	事業件数						
県民との協働による島根づくり事業	事業件数						
県の協働事業の情報提供	情報提供件数						
県事業による協働の実施	事業件数						

参考資料

1 島根県県民いきいき活動促進条例	23
2 島根県県民いきいき活動促進委員会	
設置要綱	25
委員名簿	26
行動計画策定部会構成員名簿	27
3 県民いきいき活動庁内推進会議	
設置要綱	28
委員	29
ワーキンググループ設置要領	30
ワーキンググループ構成員	31
4 県民いきいき活動及びNPOとの協働に関するアンケートの概要	32

島根県県民いきいき活動促進条例

平成17年3月25日

島根県条例第37号

島根県県民いきいき活動促進条例をここに公布する。

島根県県民いきいき活動促進条例

わたしたちのふるさと島根では、先人によってはぐくまれた歴史や文化のなかで、人々が助け合いの心を持って暮らし、その地域ならではの相互扶助の精神が息づいている。

一方、近年では、福祉、環境、まちづくりなどの多様な分野において、地域課題の解決に向けた県民、民間非営利活動団体(NPO)等による活動が活発に展開されるようになってきた。

本格的な成熟社会を迎えた今日、これらの活動は、これまで地域社会を支えてきた伝統的なコミュニティ活動とともに、県民一人一人が生き生きと心豊かに暮らせる地域社会を実現する上で大きな役割を果たしている。

わたしたちは、伝統的なコミュニティ活動を含めた多様な主体による自主的で主体的な活動が地域社会に貢献する意義を踏まえ、これらの活動を県民いきいき活動と位置付け、地域社会を構成する人々や団体が連携協力して促進することを決意し、自立的に発展できる快適で活力のある島根を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、県民いきいき活動の促進に関し、基本理念を定め、県民等の役割及び県の責務を明らかにすること等により、県民いきいき活動を促進するとともに、協働を推進し、もって県民一人一人が生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「県民いきいき活動」とは、営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として、自発的に行われる活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
 - (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- 2 この条例において「県民いきいき活動団体」とは、法人その他の団体であって、県民いきいき活動を行うものをいう。
- 3 この条例において「県民等」とは、県民、県民いきいき活動団体及び事業者をいう。
- 4 この条例において「協働」とは、県民いきいき活動団体及び県が共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に協力して活動することをいう。

(基本理念)

第3条 県民いきいき活動は、県民一人一人が生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現に貢献するものとして、その健全な発展が図られなければならない。

- 2 県民いきいき活動は、その自主性及び主体性が尊重されるとともに、県民等の自発的な意思に基づく参加により促進されなければならない。
- 3 県民いきいき活動の促進に当たっては、県民等、市町村その他の地方公共団体、国及び県の相互理解の下に県民等のそれぞれの特性が生かされるように配慮されなければならない。

(県民の役割)

第4条 県民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県民いきいき活動についての理解を深めるとともに、県民いきいき活動に参加するよう努めるこ^とによって、県民いきいき活動の促進に積極的な役割を果たすものとする。

(県民いきいき活動団体の役割)

第5条 県民いきいき活動団体は、基本理念にのっとり、県民いきいき活動を行うとともに、その活動に関する情報を県民等に提供することによって、県民いきいき活動の促進に積極的な役割を果たすものとする。

(事業者の努力)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、県民いきいき活動についての理解を深めるとともに、県民いきいき活動の促進に努めるものとする。

(県の責務)

第7条 県は、基本理念にのっとり、県民いきいき活動の促進に関する施策(以下「促進施策」という。)を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、基本理念にのっとり、協働を推進するものとする。

3 県は、県民いきいき活動を促進し、及び協働を推進するため、県民等と市町村その他地方公共団体及び国との連携に配慮するものとする。

(基本方針)

第8条 知事は、促進施策を推進するため、県民いきいき活動の促進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を策定するものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 促進施策の基本的事項

(2) 促進施策の策定及び実施に当たって配慮すべき事項

(3) その他県民いきいき活動の促進に関し必要な事項

3 知事は、基本方針を策定しようとするときは、広く一般の意見を聴くものとする。

4 知事は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(市町村との連携)

第9条 県は、促進施策の策定及び実施に当たっては、市町村との緊密な連携に努めるものとする。

(促進施策)

第10条 県は、促進施策として、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 啓発活動、学習機会の提供その他の県民等の理解を深めるために必要な施策

(2) 情報の提供その他の県民等の参加を促進するために必要な施策

(3) 研修の実施その他の専門的な知識を有する人材を育成するために必要な施策

2 県は、前項に定めるもののほか、県民いきいき活動を促進するため、必要な環境の整備に努めるものとする。

(協働の推進)

第11条 知事は、協働を推進するため、協働の推進に係る具体的な方策、協働に関し留意すべき事項等を内容とする指針を定めるものとする。

2 県は、県行政の推進に当たっては、積極的に協働に取り組んでこれを実施するものとする。

(県民等の意見の反映)

第12条 県は、県民いきいき活動の促進及び協働の推進に資するため、県民等の意見を県の施策に反映させるための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(体制の整備等)

第13条 県は、県民いきいき活動の促進及び協働の推進のため、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 県は、県民いきいき活動及び協働についての職員の意識を高めるため、必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、促進施策の実施状況及び協働の推進状況を取りまとめ、公表するものとする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

県民いきいき活動促進委員会設置要綱

(設置)

第1条 県内の県民いきいき活動をより一層促進するとともに、県行政における協働を推進するために、本県が取り組むべき関連施策等について広く意見を聴し、今後の県民いきいき活動促進の施策展開に資するため、島根県県民いきいき活動促進委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について所掌する。

- (1) 県民いきいき活動の促進方策に関すること。
- (2) 県民いきいき活動団体と行政との協働の促進施策に関すること。
- (3) その他、この委員会の設置目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 県民いきいき活動実践者
- (2) 学識経験者
- (3) 企業関係者
- (4) 関係団体及び市町村の職員
- (5) その他、県民いきいき活動に深い关心と見識を有する者

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

3 会議は公開とする。

4 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は県民いきいき活動庁内推進会議に置き、庶務は環境生活部環境生活総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この委員会の設置当初の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は第5条の規定にかかわらず知事が招集するものとする。

島根県県民いきいき活動促進委員会委員名簿

	所属団体・職名等	氏 名
活動実践者 (7名)	NPO法人 斐伊川流域環境ネットワーク	飯田 幸一
	NPO法人 結まーるプラス	河部 真弓
	NPO法人 たすけあい平田	熊谷 美和子
	NPO法人 なごみの里	柴田 久美子
	NPO法人 コアラッチ	豊田 淳恵
	NPO法人 りべろ	中川 一男
	NPO法人 しまね子どもセンター	中田 朋子
学識経験者 (3名)	島根県立大学教授	◎井上 定彦
	さんいんNPOくらぶ(行政書士)	中野 俊雄
	島根大学助教授	○毎熊 浩一
企業等関係者 (3名)	商工会女性部連合会 副会長	上里 文江
	山陰合同銀行 地域プロジェクト支援グループ長	安喰 哲哉
	山陰中央新報社 出雲総局長	藤原 秀晶
市町村 (2名)	益田市地域振興課協働参画係	田原 栄里子
	松江市市民活動推進課長	広江 みづほ

計 15 名 (◎委員長: ○副委員長)

島根県県民いきいき活動促進行動計画策定部会構成員名簿

所属団体・職名等	氏 名	備 考
NPO法人斐伊川流域環境ネットワーク	飯 田 幸 一	
NPO法人たすけあい平田	熊 谷 美 和 子	
さんいんNPOくらぶ（行政書士）	中 野 俊 雄	
島根大学助教授	毎 熊 浩 一	部会長
山陰合同銀行地域プロジェクト支援グループ長	安 嘉 哲 哉	
松江市市民活動推進課長	広 江 み づ ほ	
事務局	島根県環境生活部環境生活総務課 NPO活動推進室 室長	平 尾 隆 司
	//	妹 尾 秀 子
	//	吉 川 広
	//	下 野 貴 志

※県民いきいき活動促進委員会設置要綱第5条第4項の規定に基づいて本部会を設置

県民いきいき活動庁内推進会議設置要綱

(目的)

第1条 県民いきいき活動の促進及び県行政における協働を推進し、機関相互の緊密な連携及び施策の調整を行うために、県民いきいき活動庁内推進会議（以下「庁内推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 島根県県民いきいき活動促進委員会に関する事項
- (2) 県民いきいき活動の促進のための基本方針の策定に関する事項
- (3) 県民いきいき活動の促進のための府内の連携及び施策の調整に関する事項
- (4) 協働の全府的な推進及び調整に関する事項
- (5) 協働事業の実施に関する事項
- (6) その他県民いきいき活動の促進及び協働の推進に関して必要と認める事項

(組織)

第3条 庁内推進会議は、議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、環境生活部次長の職にある者をもって充てる。

ただし、環境生活部次長に事故あるとき又は欠けたときは、環境生活部環境生活総務課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 庁内推進会議は、議長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2 議長は、必要に応じて庁内推進会議に委員以外の関係課長等の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 県民いきいき活動に係る調査研究・検討・調査を行うため、庁内推進会議にワーキンググループを置くことができる。

(協働事業等調整チーム)

第6条 県民等から提案があった案件に関する検討・調整等を行うため、庁内推進会議に協働事業等調整チームを置くことができる。

(事務局)

第7条 庁内推進会議に関する事務は、環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内推進会議の運営に関し、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

県民いきいき活動庁内推進会議委員

部局名	職名	備考
政策企画局	政策企画監	
総務部	総務課長	
総務部	新行政システム推進室長	
地域振興部	地域政策課長	
環境生活部	環境生活総務課長	
健康福祉部	健康福祉総務課長	
農林水産部	農林水産総務課長	
商工労働部	商工政策課長	
土木部	土木総務課長	
教育庁	総務課長	
警察本部	警務課長	

県民いきいき活動促進行動計画策定ワーキンググループ設置要領

(設置目的)

第1条 県民いきいき活動促進行動計画（以下「行動計画」という。）の策定等を行うため、県民いきいき活動庁内推進会議のもとに、県民いきいき活動行動計画策定ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(職務)

第2条 ワーキンググループは次の職務を行う。

- (1) 行動計画策定に当たっての情報の収集に関すること。
- (2) 県民いきいき活動促進基本方針及び「島根県総合計画」等関連する計画・施策と調整を図りながら、行動計画原案を作成すること。

(構成)

第3条 ワーキンググループは、別表に掲げる所属の職員をもって構成する。

2 ワーキンググループにリーダーを置き、環境生活総務課NPO活動推進室長をもって充てる。

(運営)

第4条 リーダーは、ワーキンググループの会議を招集し、その議長となる。

2 リーダーは、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 ワーキンググループの庶務は、環境生活総務課NPO活動推進室に置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、リーダーが別に定める。

附則

この要領は、平成18年6月2日から施行する。

行動計画策定ワーキンググループ構成員

所 属		職 名	氏 名	備 考
政策企画局	政策企画監室	副政策企画監	堀江広人	
総務部	総務課	主幹	石原祥樹	
地域振興部	地域政策課	調整監	道前緑	
環境生活部	環境生活総務課	調整監	山岡尚	
健康福祉部	健康福祉総務課	調整監	松本功	
農林水産部	農林水産総務課	企画幹	増田健吉	
商工労働部	商工政策課	課長代理	道前哲志	
土木部	土木総務課	企画幹	前田幹徳	
教育庁	総務課	調整監	足立誠	
警察本部	警務課	課長補佐	木谷利文	
環境生活部	環境生活総務課 NPO活動推進室 (事務局)	室長	平尾隆司	
		企画幹	妹尾秀子	
		企画幹	吉川広	
		主任	下野貴志	

県民いきいき活動及びNPOとの協働に関するアンケートの概要

この調査は、県民いきいき活動促進行動計画の策定に当たって、基礎資料を得るために実施した。

1. アンケートのあらまし

(1) アンケート対象

- 島根県職員 : 4,845 人（職場で電子メールの個人アドレスを持っている者を対象）
市町村職員 : 420 人（各市町村の社会貢献推進担当課より、年代・部局等を考慮してそれぞれ 20 人推薦）
NPO 法人 : 144 団体（平成 18 年 9 月 30 日現在の県知事認証の NPO 法人）
ボランティア団体 : 59 団体（県の社会福祉協議会を通して、各市町村の社会福祉協議会に依頼し、旧市町村の単位で 1 団体推薦）

(2) アンケート回収数（回収率）

- 島根県職員 : 518 人 (10.7%)
市町村職員 : 199 人 (47.4%)
NPO 法人 : 58 法人 (40.3%)
ボランティア団体 : 11 団体 (18.6%)

(3) アンケート期間

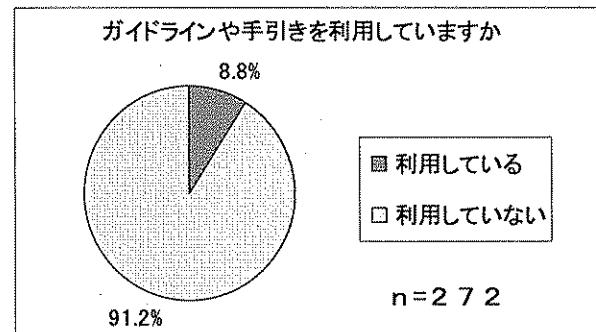
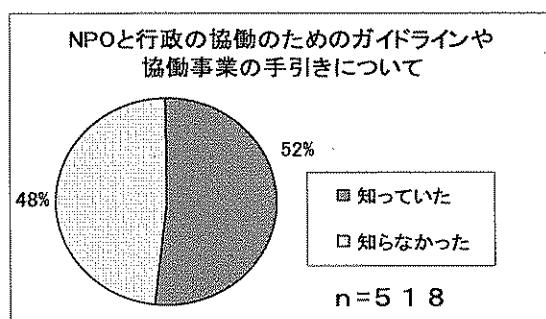
- 島根県職員 : 平成 18 年 10 月 13 日 (金) ~ 10 月 20 日 (金)
市町村職員 : 平成 18 年 10 月 13 日 (金) ~ 10 月 25 日 (水)
NPO 法人 : 平成 18 年 9 月 28 日 (木) ~ 10 月 13 日 (金)
ボランティア団体 : 平成 18 年 9 月 28 日 (木) ~ 10 月 13 日 (金)

(4) アンケート方法

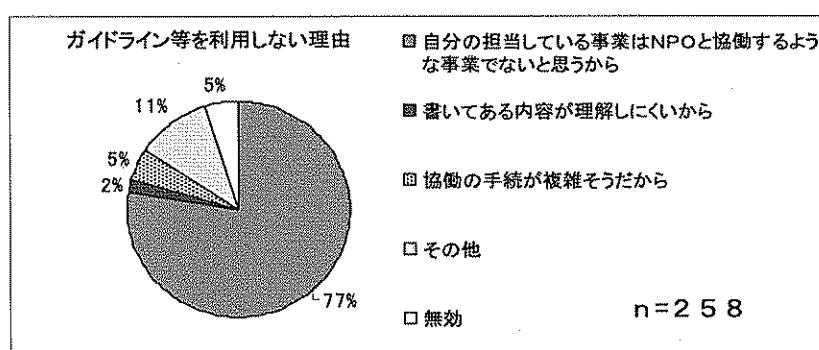
- 島根県職員 : インターネットアクセス方式
市町村職員 : インターネットアクセス方式
NPO 法人 : 調査用紙記入方式
ボランティア団体 : 調査用紙記入方式

2. アンケート結果

1. 「NPOと行政の協働のためのガイドライン」と「協働事業の手引き」の認知度及び利用状況、利用しない理由（対県職員のみ）



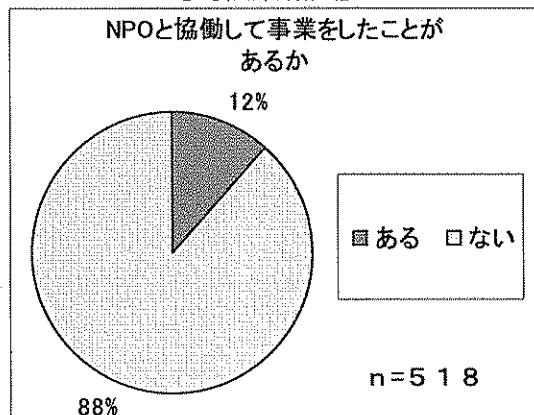
回答者の約半数が認知していますが、そのうち利用者は1割弱と低くなっています。



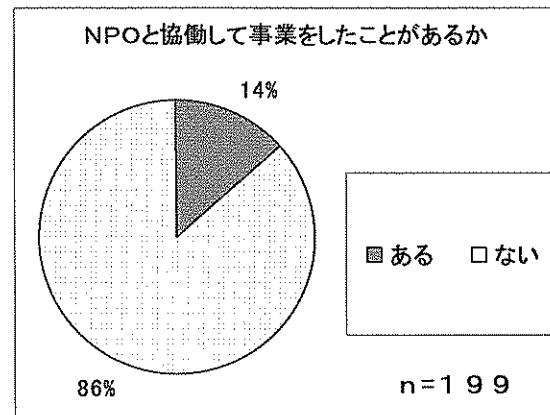
ガイドライン等を利用しない理由の約8割が、「自分の担当している事業はNPOと協働するような事業でないと思うから」となっています。

2. 協働の実施の有無

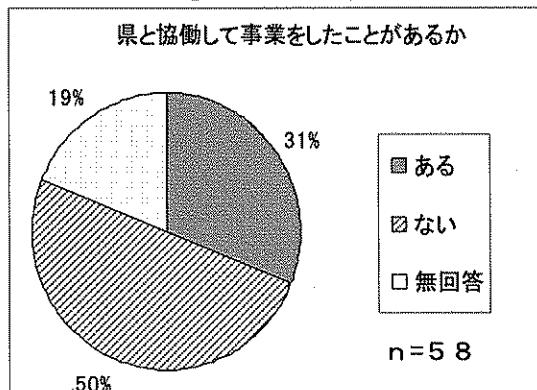
【島根県職員】



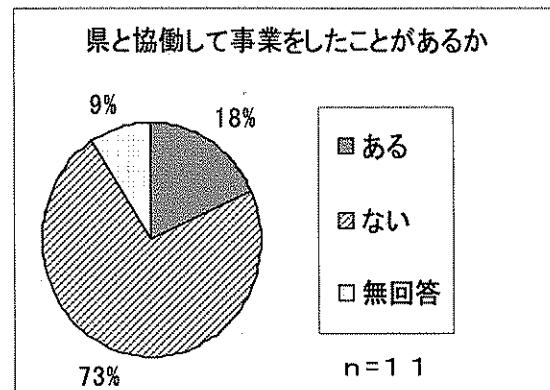
【市町村職員】



【NPO法人】



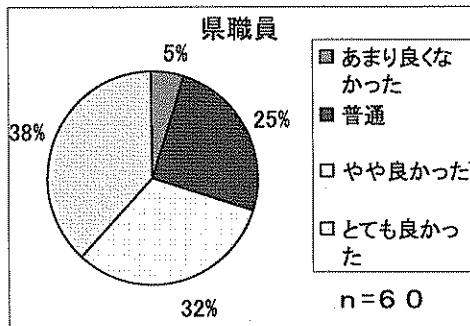
【ボランティア団体】



3. 協働事業実施の評価

5段階評価

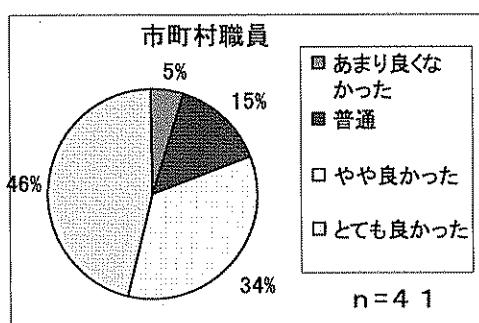
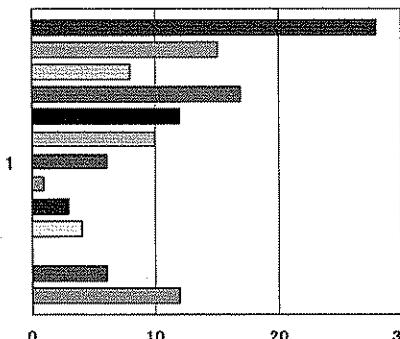
- ①とても良かった
②やや良かった
③普通
④あまり良くなかった
⑤悪くなかった



評価の理由

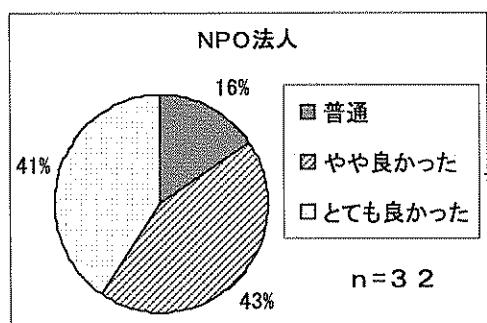
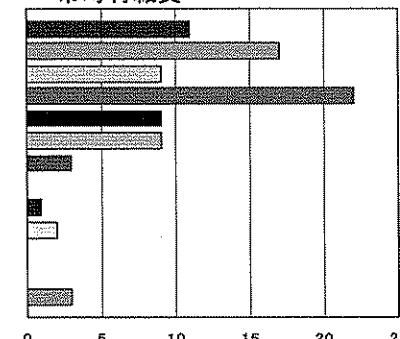
県職員

- NPO側の力が大きかった
- 経費の節減につながった
- NPOの協力でスピードがアップした
- 役割分担が明確にできた
- NPOと対等な関係ができた
- 十分な話し合いができた
- NPO側が力不足だった
- 経費が嵩んでしまった
- 多くの調整を要しスピードが遅れた
- 役割分担が不明確だった
- NPOに必要以上の干渉をしてしまった
- 十分な話し合いができなかった
- その他



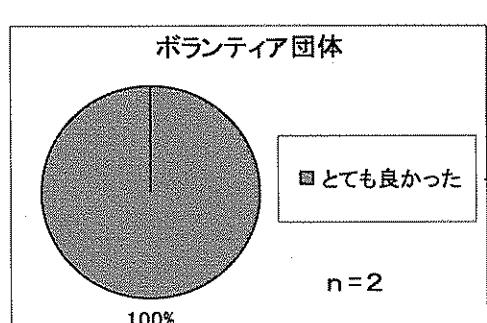
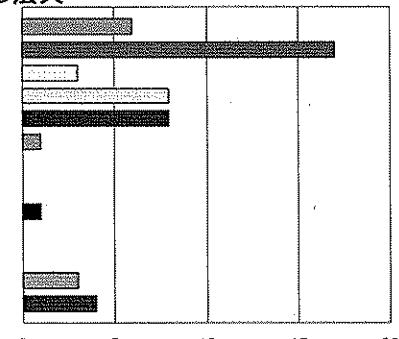
市町村職員

- NPO側の力が大きかった
- 経費の節減につながった
- NPOの協力でスピードがアップした
- 役割分担が明確にできた
- NPOと対等な関係ができた
- 十分な話し合いができた
- NPO側が力不足だった
- 経費が嵩んでしまった
- 多くの調整を要しスピードが遅れた
- 役割分担が不明確だった
- NPOに必要以上の干渉をしてしまった
- 十分な話し合いができなかった
- その他



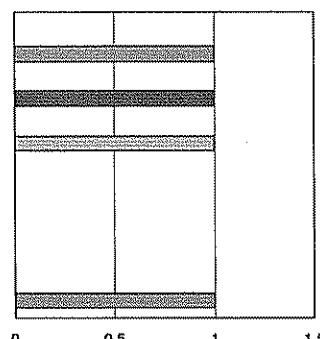
NPO法人

- NPO側の力が大きかった
- 公金のおかげで資金が充実した
- 行政の協力でスピードがアップした
- 役割分担が明確にできた
- 行政と対等な関係ができた
- 十分な話し合いができた
- NPO側が力不足だった
- 公金は資金の充実につながらなかった
- 手続等が煩雑でスピードが遅れた
- 役割分担が不明確だった
- 行政から必要以上の干渉を受けた
- 十分な話し合いができなかった
- その他



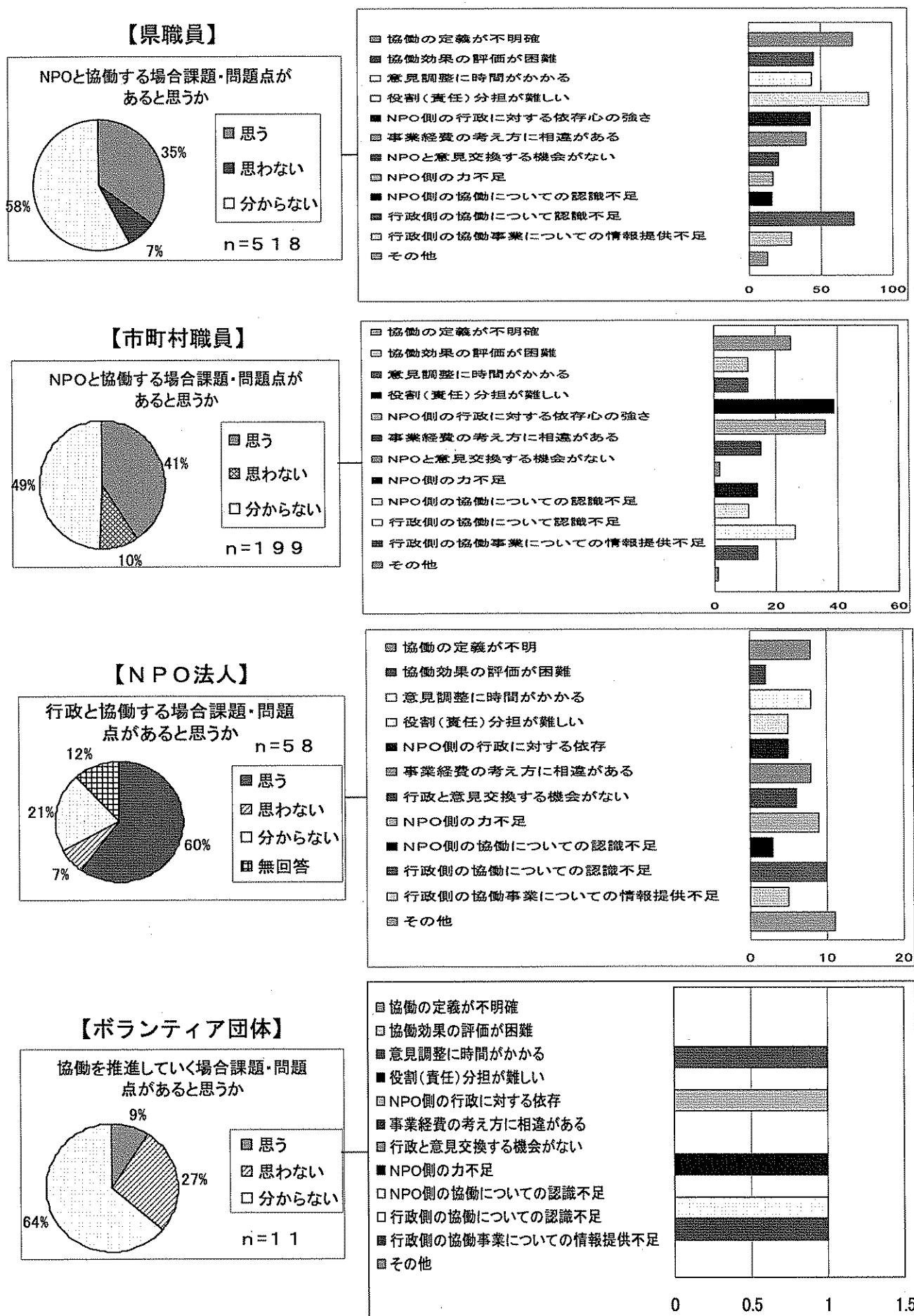
ボランティア団体

- NPO側(ボランティア団体側)の力が大きかった
- 公金のおかげで資金が充実した
- 行政の協力でスピードがアップした
- 役割分担が明確にできた
- 行政と対等な関係ができた
- 十分な話し合いができた
- ボランティア団体側が力不足だった
- 公金は資金の充実につながらなかった
- 手續等が煩雑でスピードが遅れた
- 役割分担が不明確だった
- 行政から必要以上の干渉を受けた
- 十分な話し合いができなかった
- その他

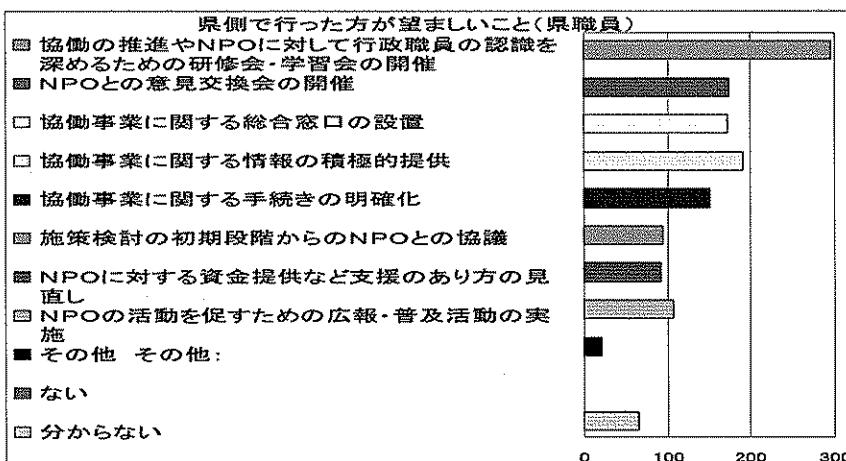


● 協働事業をした評価は、各調査対象ともに良いものとなっています。
 ● 県職員・市町村・NPO法人については、「やや良かった」と「とても良かった」とを合わせると、7割～8割5分が良かったという評価をしています。

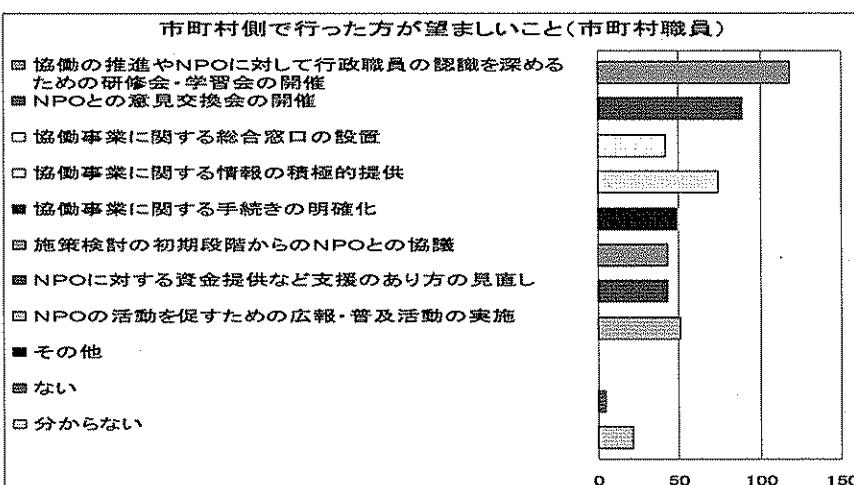
4. 協働を推進していく場合の課題・問題点の認識



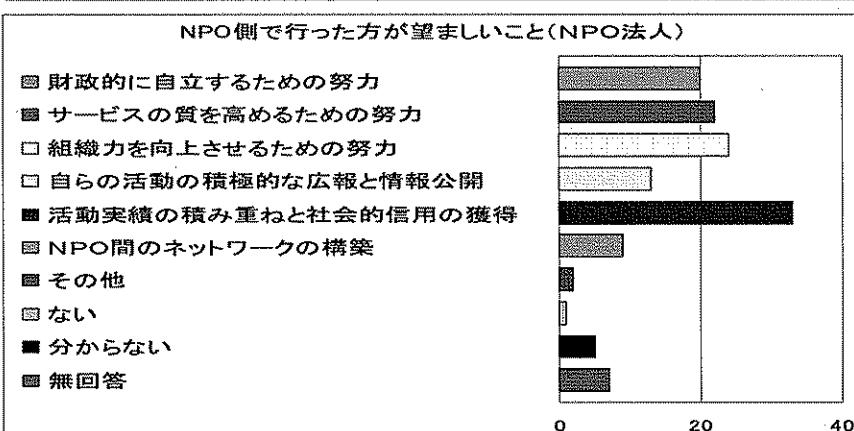
5. NPO（行政）と協働を推進する場合、県・市町村（NPO・ボランティア団体）側で行った方が望ましいと思うこと。



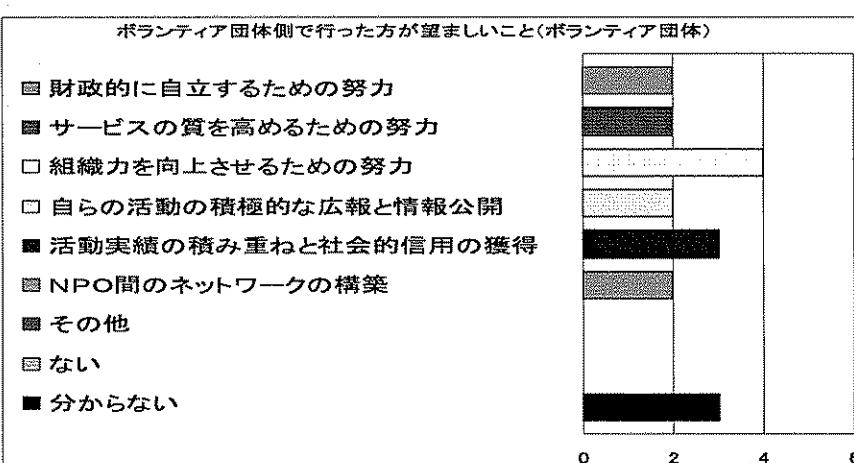
「行政職員の研修会・学習会の開催」が最も多く、次いで、「協働事業に関する情報の積極的提供」、「NPOとの意見交換会の開催」の順になりました。



「行政職員の研修会・学習会の開催」が最も多く、次いで、「NPOとの意見交換会」、「協働事業に関する情報の積極的提供」の順になりました。

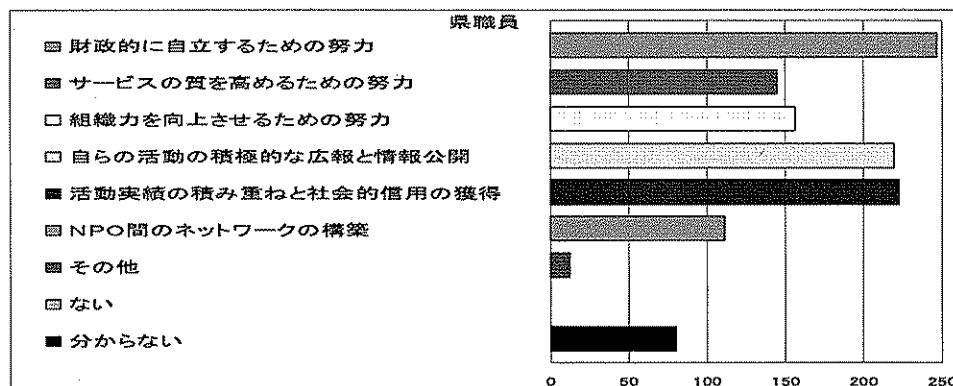


「活動実績の積み重ねと社会的信用の獲得」が最も多く、次いで「組織力を向上させるための努力」、「サービスの質を高めるための努力」の順になりました。

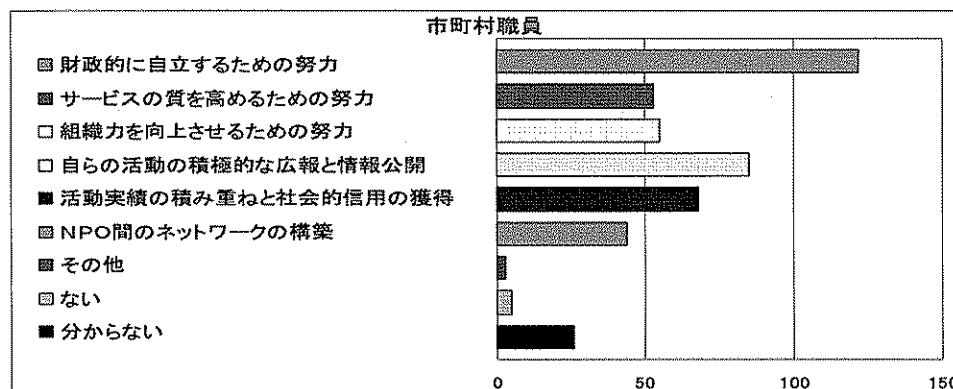


「組織力を向上させるための努力」が最も多く、2番目に多かったのは、「活動実績の積み重ねと社会的信用の獲得」でした。

6. NPOと協働を推進していく場合、NPOに望むこと

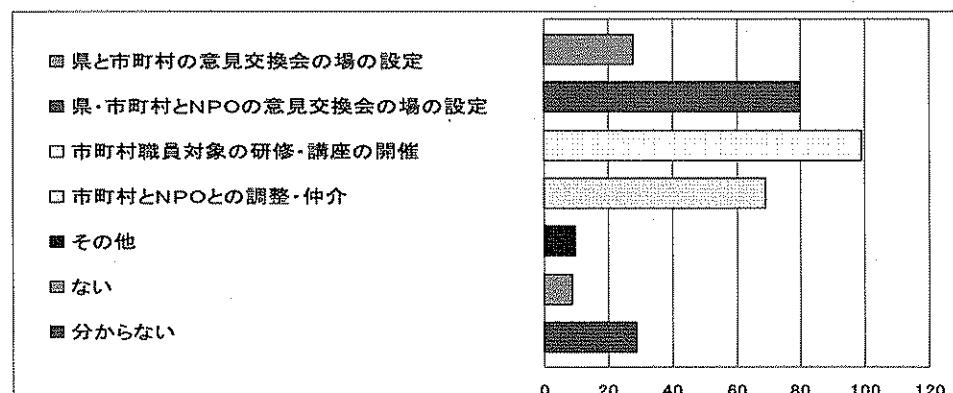


「財政的に自立するための努力」が一番多く、次いで、「活動実績の積み重ねと社会的信用の獲得」、「自らの活動の積極的な広報と情報公開」の順になりました。



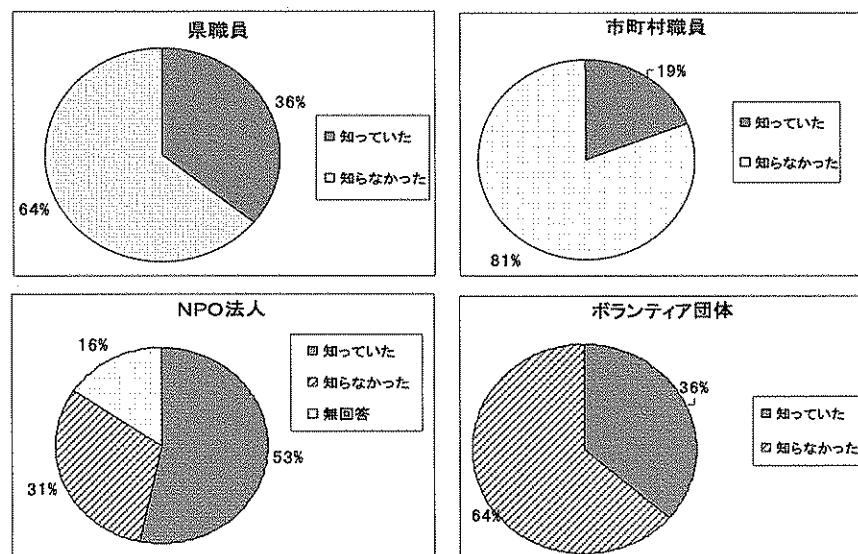
「財政的に自立するための努力」が一番多く、次いで、「自らの活動の積極的な広報と情報公開」、「活動の実績の積み重ねと社会的信用の獲得」の順になりました。

7. 市町村でNPOと協働を推進していく場合、県に望むこと



「市町村職員対象の研修会・講座の開催」が最も多く、次いで、「県・市町村とNPOの意見交換会の場の設定」、「市町村とNPOとの調整・仲介」の順になりました。

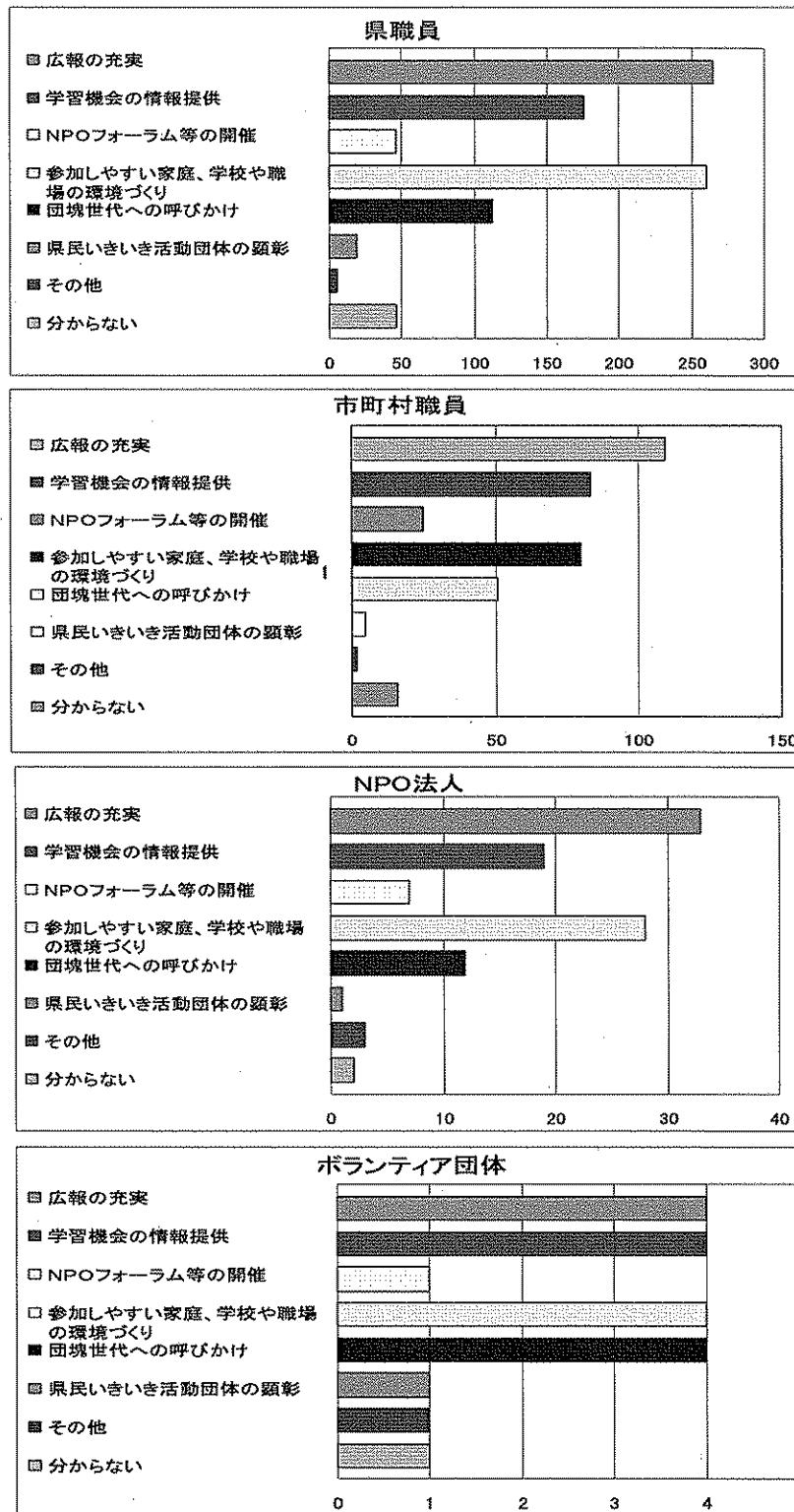
8. 島根県県民いきいき活動促進条例の認知度



- 条例の認知度が一番高かったのはNPO法人で、半分以上が条例を知っていました。
- 逆に、条例の認知度が一番低かったのは市町村職員で、約2割しか条例を知りませんでした。
- 県職員の場合は、県の条例にもかかわらず、4割弱しか知りませんでした。

9. いきいき活動促進基本方針の中で、優先的に推進していくべきもの

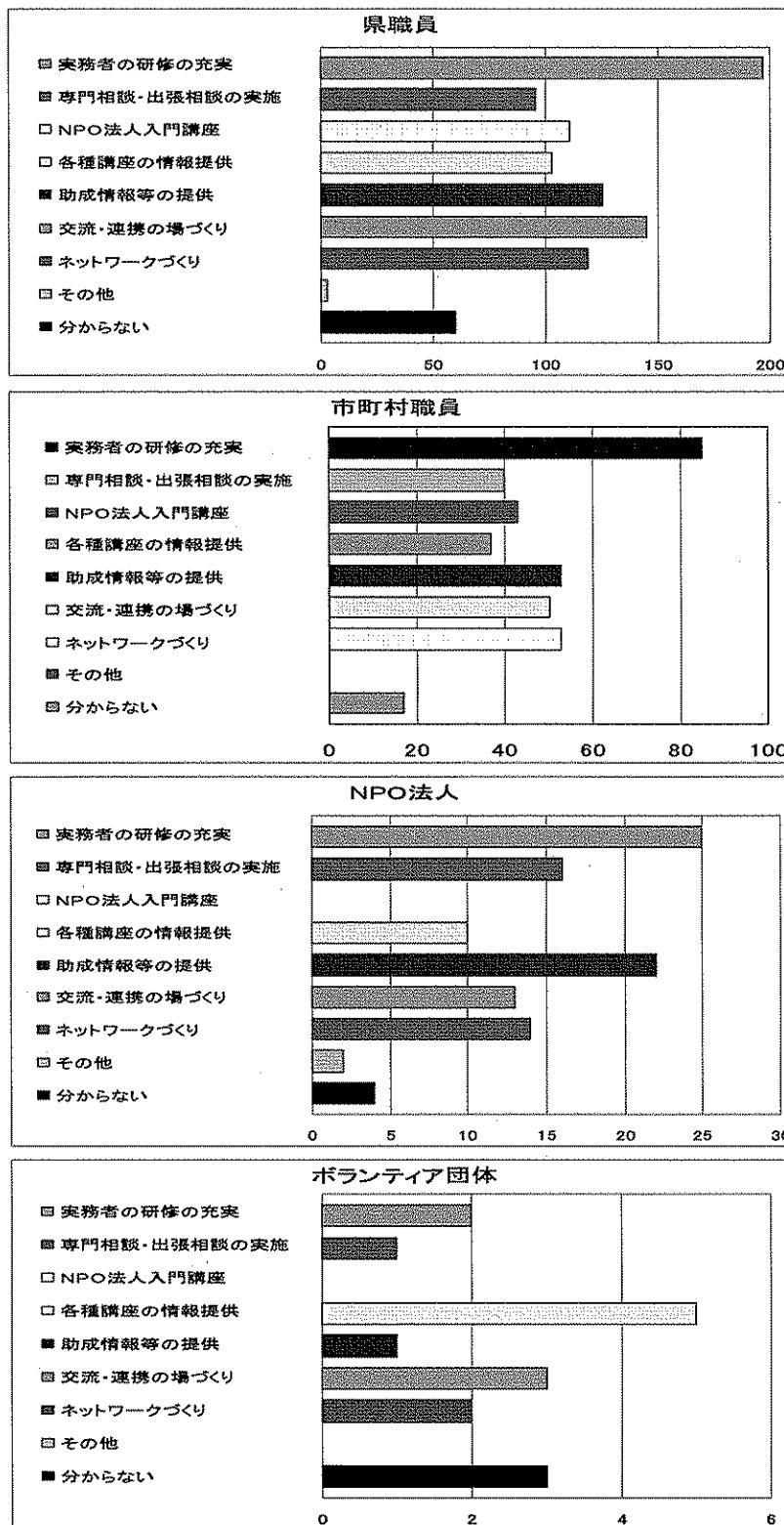
[県民いきいき活動の普及・啓発]



● いずれも「広報の充実」の推進が一番多く、次いで、「参加しやすい家庭、学校や職場の環境づくり」、「学習機会の情報提供」の順に推進していくべきという結果になりました。

➡ 県では、ホームページをはじめ、様々な媒体を活用し、各種講座や支援内容、活動事例等県民いきいき活動に関する情報を積極的に提供するとともに、参加や体験の機会を充実させていく必要があります。

[県民いきいき活動の充実]



「実務者研修の充実」を求める声が一番多く、次いで多いのが「助成情報等の提供」。3番目辺りで多いのは、「交流・連携の場づくり」「ネットワークづくり」でした。

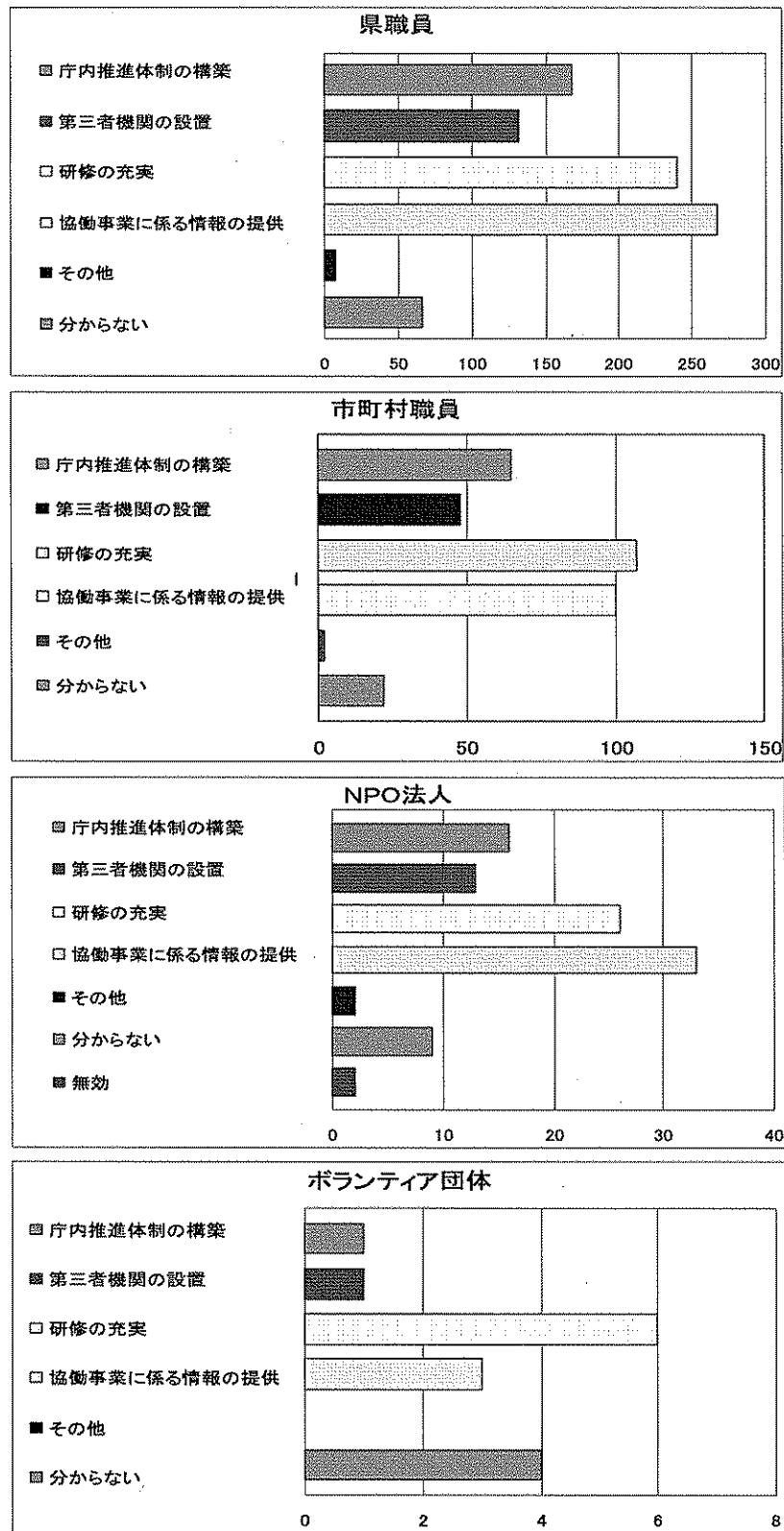
NPO法人は、既に法人化しているため、「NPO法人入門講座」を求める声は一つもありませんでした。

「各種講座の提供」を求める声が一番多く、次いで多いのが「交流・連携の場づくり」でした。

→ 県では、NPO活動支援センターと連携して、実務者研修を充実させるとともに、多くのNPO関係者に研修に受講してもらえるよう広報の仕方など工夫していく必要があります。

また、ホームページに掲載している助成情報や講座等の情報の充実を図るとともに、NPO同士の交流・連携やネットワークができる仕組みを作っていく必要があります。

【協働のための体制づくり】



「協働事業に係る情報の提供」を求める声が一番多く、次いで「研修の充実」、「府内推進体制の構築」の順でした。

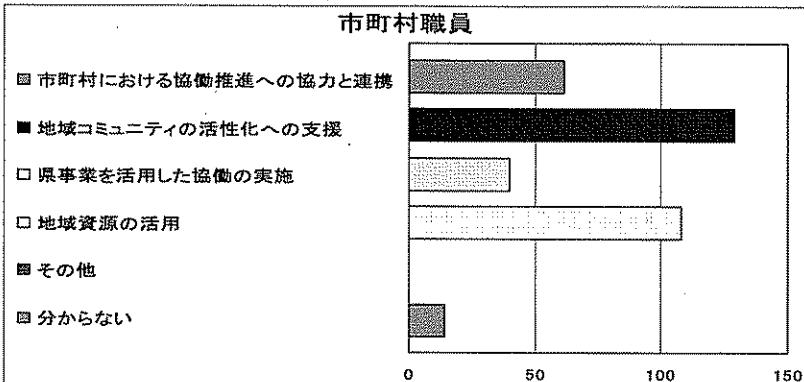
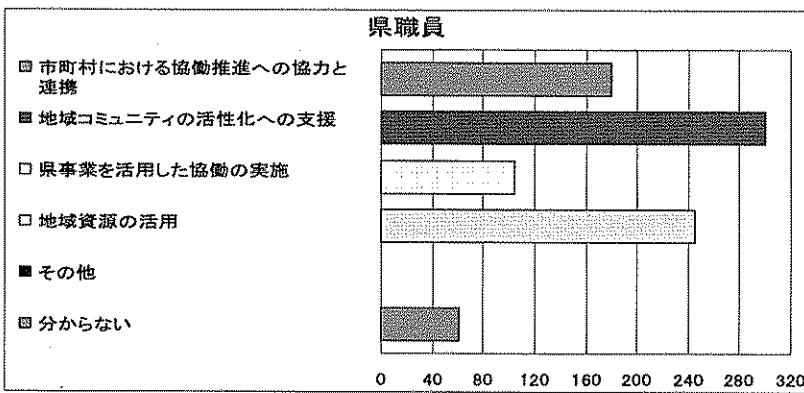
「研修の充実」を求める声が一番多く、次いで「分からぬ」、「協働事業に係る情報の提供」の順でした。

➡ 県では、ホームページはじめ各種広報媒体を活用し、協働事業に係る情報を積極的に発信していく必要があります。

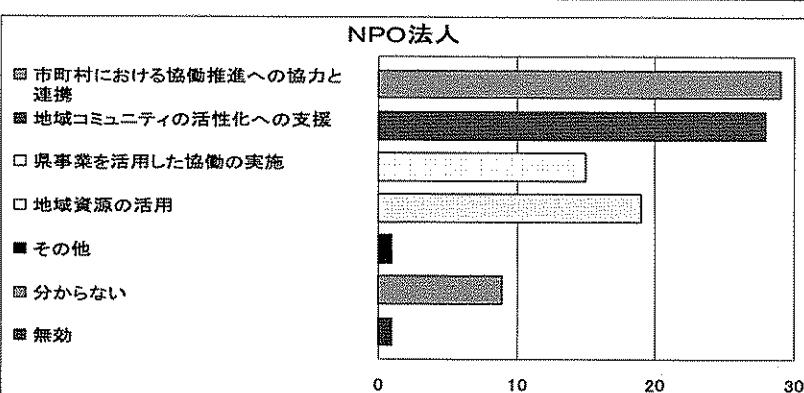
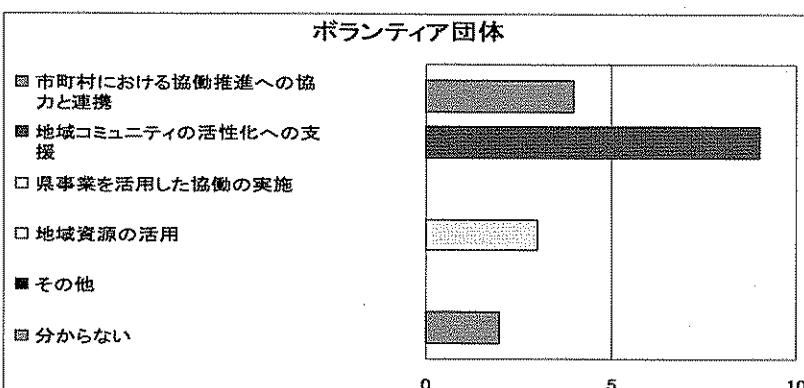
また、NPO活動支援センターと連携して、行政職員、NPO関係者を対象にした各種研修の充実を図るとともに、多くの人に研修に受講してもらえるよう広報の仕方など工夫していく必要があります。

第三者機関については、既に設置している「県民いきいき活動促進委員会」を有効活用していく必要があります。

[地域活性化のための環境づくり]



「地域コミュニティの活性化への支援」を求める声が一番多く、次いで「地域資源の活用」「市町村における協働推進への協力と連携」の順でした。



「市町村における協働推進への協力と連携」を求める声が一番多く、次いで「地域コミュニティの活性化への支援」「地域資源の活用」の順でした。

- 地域活性化の環境をつくっていくためには、補助金・助成金等の支援制度が必要ですが、現下の厳しい財政状況の中においては、既存の支援制度の存在を知つてもらうとともに、それを十分活用してもらえるよう情報提供内容を充実させていく必要があります。また、協働推進に当たっては、NPOは県よりも距離が近い市町村との連携を求めており、それに応えていけるよう市町村の環境づくりに協力していく必要があります。